

木城町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和8年度)

宮崎県児湯郡木城町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 木城町の現況	1
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
② 過疎の状況	1
③ 産業構造の変化、経済の特性	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
① 人口の推移と動向	2
② 産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
① 行政	5
② 財政の現状と動向	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	10

2. 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 事業計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	17
(3) 事業計画	22
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	24
(3) 事業計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
	25
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	26
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
	30
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	31
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
	34
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43

10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 事業計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
13. その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 事業計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49

1. 基本的な事項

(1) 木城町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、宮崎市から車で1時間以内の距離にあります。

町域は、東西24km、南北6km、面積145.96km²という带状の地形をなし、町の中央部を小丸川が流れ、下流の椎木、高城は平坦で開けていますが、中上流域の川原、石河内、中之又は、山間・山岳地帯となっています。

標高は、平坦部で15m、丘陵地で80～100m、山岳地に至っては最高1,400m、町平均207mという農山村です。土地利用の状況は、気象的には、平坦部は県内でも気温の高い温暖地域で年平均気温17.9℃、平均湿度73%、降雨日数97日、降水量2,080mmと多雨であり南海型気候区をなしていますが、山地部は4月中旬まで晩霜をみることもあり山地型気候区に属しています。

古来高鍋秋月藩の治下に属し、明治4年の廃藩置県になるまで、その領政の支配を受けていましたが、明治16年宮崎県の児湯郡役所の所轄となりました。明治22年の市町村制の実施で、木城村と呼称し、大字椎木、高城、川原、石河内の4大字であったが、昭和37年4月1日東米良村大字中之又地区を編入し5大字となり、その後、昭和48年4月1日に町制を施行し、木城町となり現在に至っています。

主要な産業である農林業について、農業は、稲作、畜産、施設野菜などが主体となっていますが、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの影響により、農業生産額の規模は縮小傾向で推移しています。今後は、生産性の高い担い手（認定農業者）を育成し、農業資源を集積することにより、経営基盤の強化と生産性の向上を図るとともに、耕作放棄地の増加を防止することが必要となってきます。また、中山間地域の農業は、国土保全機能や景観形成といった多面的な機能を有していることから、小規模農家等への支援も引き続き実施していく必要があります。林業についても、長期にわたる木材価格の低迷や林業従事者の高齢化などにより深刻な状況にありますが、木質バイオマス等の新規需要に対し、町内事業所での加工・流通の体制を整えるとともに、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、森林の保全と育成を進めていかなければなりません。

今後の本町の振興にあたっては、地域の持つ資源を最大限に活かしつつ、交流による地域の活性化と住民との共同及び住民が主体となった地域づくりで地域の活力の回復と維持に努める必要があります。さらに、地域外から多様な人材を積極的に受け入れながら、新たな視点で地域課題の解決に努め、本地域の持続的発展に向けた施策の展開を図る必要があります。

② 過疎の状況

本町の人口は、昭和24年の10,143人をピークにその後は年々減少傾向を示し、昭和50年には、5,575人まで落ち込むに至り、人口減少対策を町の緊急課題とし過疎法をはじめとした各施策の導入がなされました。

また、昭和35年7,253人から平成27年5,231人の55年間の人口を比較してみると、27.9%と大幅に減少しています。この推移は、表1-1(1)のとおりで、昭和50年から平成2年までの15年間で5.3%の増加がみられたが、平成2年から平成27年の25年間で10.9%の減少となっています。また、近年は人口の自然減が特に著しく、令和2年1月に人口が5,000人を切って以降急激な人口減少の状態が続いています。

このような中で、生活・生産基盤である道路交通網の整備、農林業等の産業振興、社会教育施設、上下水道施設等の生活環境施設整備、観光資源の開発、住民福祉保健の整備、教育文化の振興等々幅広い分野で、地域振興・住民生活の向上のために、積極的に施策を継続していかなければなりません。

地域別でみると、一定水準の生活基盤が整った平坦部においては、平成 22 年度より開始した住宅取得奨励金の施策効果により、子育て世帯の転入及び住宅の建築による定住化が進み人口減少率も比較的穏やかですが、中山間地域における高齢化及び人口の減少は著しく、高齢化の進む中山間地域の集落機能の維持と国土保全、自立に向けた地域活力の醸成を図るための施策を積極的に展開していく必要があります。

③ 産業構造の変化、経済の特性

昭和 35 年当時、本町の産業は第 1 次産業の農林業が主で、全就業人口の 73%が従事し、第 2 次産業の建設業及び製造業が 7%、商業サービス業を主とする第 3 次産業が 20%弱の状況でした。

その後、高度経済成長期に入り、若者を中心に労働力の都市集中化が進むとともに、既存企業及び企業誘致に伴う就労機会の増大と産業構造の変革により、継続的に安定した収入が得られる雇用形態への就労者の流れが起こり、高齢化と後継者不足による農業への就業者減が顕著となりました。併せて、農林業基盤整備及び機械化等で生じた余剰労働力が転業したことから、平成 27 年の就業人口の比率は、第 1 次産業が 21.0%、第 2 次産業が 22.8%、第 3 次産業が 56.2%となり、製造・建設部門の厳しい状況を反映し、産業別人口が示すとおり産業構造に変化が生じています。特に第 1 次産業においては、他の産業と比較して就業者の高齢化が著しく進行しており、後継者不足が深刻な課題になっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

15 歳から 29 歳においては、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で△29.6%と若者を中心に大幅に減少しており、進学や就職を契機に若者の都市部への流出や、晩婚化・出生率の低下が主な要因と推測されます。

一方で、高齢者の割合においては、同 10 年間に於いてその割合が 15.9%の増と急激に増加している現状がある。昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間の長期的な傾向において、総人口に占める若年者比率及び高齢者比率の推移をみると、昭和 35 年には若年者数が高齢者数の約 3 倍であったのに比べ、平成 27 年には、高齢者数が高齢者数の約 3 倍となり、その人口構造が逆転をしています。

また、人口ビジョンにおける将来の人口推移予測（表 1-1(2)人口の見通し）においても、今後急速に人口減少及び少子高齢化が進展することが見込まれていることから、若年層の定住環境の整備が求められる反面、今後も急速に進展する高齢化を見据えたまちづくりが求められています。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年			昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	人 7,253	人 5,575	% △23.1	人 5,871	% 5.3	人 5,531	% △5.8	人 5,231	% △5.4		
0 歳～14 歳	2,633	1,308	△50.3	1,169	△10.6	735	△37.1	773	5.2		
15 歳～64 歳	4,109	3,556	△13.5	3,657	2.8	3,288	△10.1	2,710	△17.6		
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,527	1,027	△32.7	846	△17.6	802	△5.2	565	△29.6		
65 歳以上(b)	511	711	39.1	1,045	47.0	1,508	44.3	1,748	15.9		
(a)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—		
若年者比率	21.1	18.4		14.4		14.5		10.8			
(b)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—		
高齢者比率	7.0	12.8		17.8		27.3		33.4			

表 1-1(2) 人口の見通し（木城町人口ビジョン）

将来人口の展望	←実績 推計→																単位(人)
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
総数	6,101	5,871	5,727	5,759	5,531	5,177	5,231	4,981	4,765	4,546	4,342	4,141	3,942	3,780	3,651	3,553	
0～4歳	401	300	242	225	193	217	279	198	197	210	202	194	192	194	192	188	
5～9歳	447	408	307	280	244	223	256	305	228	228	240	235	226	224	226	224	
10～14歳	475	461	435	326	298	247	238	261	307	231	231	243	238	229	227	230	
15～19歳	362	372	378	357	274	246	202	194	221	259	195	195	205	201	193	191	
20～24歳	271	237	260	267	238	166	164	129	136	155	180	136	136	143	140	135	
25～29歳	354	237	216	298	290	245	199	177	147	155	176	194	152	152	160	156	
30～34歳	421	333	239	246	274	276	282	209	185	154	163	186	207	162	161	170	
35～39歳	460	430	342	280	241	267	302	284	215	192	160	169	195	218	170	169	
40～44歳	361	461	454	363	288	220	286	291	275	211	190	162	170	197	220	171	
45～49歳	390	349	472	484	352	272	222	275	280	264	204	184	158	166	192	215	
50～54歳	475	380	358	495	468	333	285	219	275	280	264	205	185	158	167	193	
55～59歳	424	452	377	367	500	427	331	272	209	264	269	256	199	179	153	161	
60～64歳	345	406	434	391	363	467	437	323	268	205	261	265	254	198	177	152	
65～69歳	270	325	389	419	371	345	467	425	319	266	202	259	264	254	198	177	
70～74歳	252	244	307	360	405	345	327	440	402	304	254	194	248	253	243	190	
75～79歳	192	224	203	271	322	356	323	300	408	375	285	239	182	234	238	229	
80～84歳	123	141	180	158	223	262	298	275	260	358	330	253	214	162	209	213	
85～89歳	62	79	88	116	111	176	208	245	234	224	319	297	231	195	148	190	
90歳以上	16	32	46	56	76	87	125	158	197	211	216	274	287	262	237	199	
							【基準年】										
総人口指数	1.17	1.12	1.09	1.10	1.06	0.99	1.00	0.95	0.91	0.87	0.83	0.79	0.75	0.72	0.70	0.68	
年少人口	1,323	1,169	984	831	735	687	773	765	733	669	674	672	656	647	645	641	
生産年齢人口	3,863	3,657	3,530	3,548	3,288	2,919	2,710	2,373	2,211	2,140	2,062	1,953	1,861	1,773	1,733	1,714	
老年人口	915	1,045	1,213	1,380	1,508	1,571	1,748	1,844	1,821	1,738	1,606	1,516	1,425	1,360	1,272	1,198	
75歳以上	393	476	517	601	732	881	954	979	1,100	1,168	1,150	1,064	913	853	831	831	
年少人口割合	21.7%	19.9%	17.2%	14.4%	13.3%	13.3%	14.8%	15.4%	15.4%	14.7%	15.5%	16.2%	16.6%	17.1%	17.7%	18.0%	
生産年齢人口割合	63.3%	62.3%	61.6%	61.6%	59.4%	56.4%	51.8%	47.6%	46.4%	47.1%	47.5%	47.2%	47.2%	46.9%	47.5%	48.2%	
老年人口割合	15.0%	17.8%	21.2%	24.0%	27.3%	30.3%	33.4%	37.0%	38.2%	38.2%	37.0%	36.6%	36.1%	36.0%	34.8%	33.7%	
75歳以上人口割合	6.4%	8.1%	9.0%	10.4%	13.2%	17.0%	18.2%	19.7%	23.1%	25.7%	26.5%	25.7%	23.2%	22.6%	22.8%	23.4%	

② 産業の推移と動向

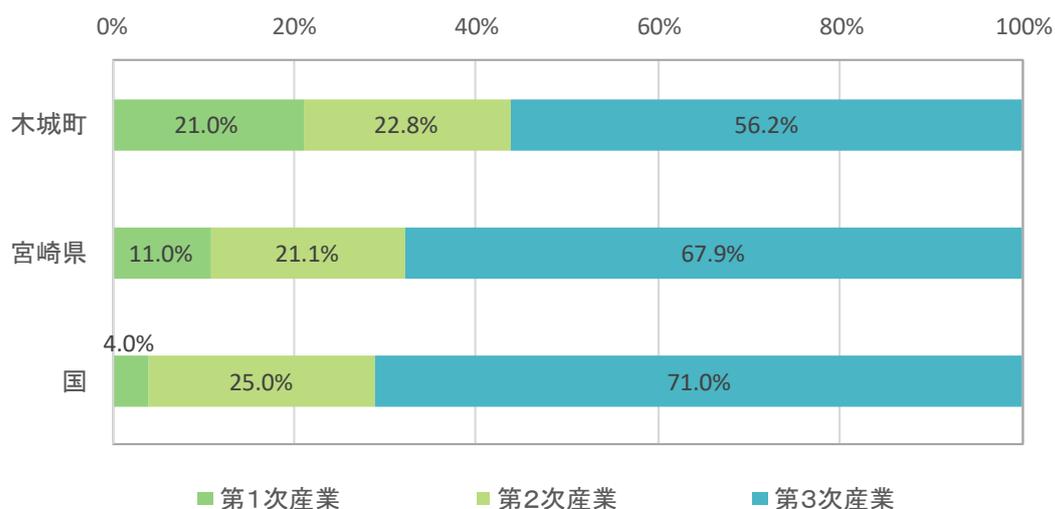
本町の産業別就業者数をみると、第1次産業及び第2次産業就業者数は減少傾向であるのに対し、第3次産業就業者数は増加傾向が続いており、産業の比重が経済の発展に伴い第3次産業へ移行する「産業構造の高度化」が進んでいます。

一方、本町の産業別就業者構成比は、国や県と比べ第1次産業の就業者の割合が非常に高く、国の約5倍の2割を占めています。

表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,615	人 2,849	% △21.2	人 2,998	% 5.2	人 2,894	% △3.5	人 2,557	% △11.6		
第1次産業比率	% 73.3	% 49.9	—	% 33.6	—	% 23.1	—	% 21.0	—		
第2次産業比率	% 7.3	% 19.9	—	% 28.4	—	% 27.5	—	% 22.8	—		
第3次産業比率	% 19.4	% 30.2	—	% 38.0	—	% 49.4	—	% 56.2	—		

表 1-1(4) 産業別就業者構成比 (国勢調査)



ア) 農林業

農林業センサスによると、農家戸数は、平成 22 年の 445 戸から平成 27 年の 400 戸となり、45 戸の減少となっています。農業経営者の高齢化は一段と進行しており、60 歳以上が全体の過半数を占めています。このような状況の中において農業の発展を目指すには、認定農業者や農業後継者、新規就農者の育成、農家の法人化の促進、意欲ある小規模農家や兼業農家等への支援に努め、多様な担い手の確保を進めるとともに、外国人材の活用を検討するなど、担い手を支える労働力の確保に努める必要があります。また、スマート農業をはじめとする栽培技術の向上や作業効率の改善のための取組や、GAP 導入・特産品開発・有機農業の推進などによる消費者及び生産者の食の安全・安心、付加価値向上を目指した新しい農業の展開が望まれます。

林業においては、森林組合を中心に森林の公益的機能の維持と優良材生産を目標とした森林づくりを推進しているが、林業従事者の高齢化が進行するなど厳しいものがあります。林業の担い手の支援機関である林業大学校や森林組合との連携のもと、林業従事者の育成・確保を図り、森林保全・林業生産を継続しておくことが必要です。

近年、イノシシ・シカ・サル等による農林作物の被害が増加傾向にあり、近隣市町村等の連携による総合的な有害鳥獣対策が必要です。

イ) 商工業

本町の商業は、近隣市町の郊外型店舗の進出による影響を受け、年間商品販売額が減少傾向にあります。地場産業の発展を促進するため、プレミアム商品券発行事業の助成や、特産品開発の奨励措置を行い、商業振興策を実施していますが、今後にもぎわいがあり利便性の高い商業環境さらに、高齢者等が利用しやすい購買環境づくりを行っていく必要があります。

誘致企業については、令和元年 8 月に、製造業の 1 社が町外へ完全移転したことで、町内の誘致企業は 5 社となっています。平成 24 年度に 2 社の誘致を行って以降新たな誘致が行っていない状況ですが、町内での雇用機会の確保や地域経済の活性化を図るため、九州自動車道開通に伴う地理的条件を PR し、引き続き企業誘致に取り組んでいく必要があります。既存企業も含め、経営安定化のための各種支援措置を講じていく必要があるとともに、特産品開発や農商工連携、6 次産業化など、積極的な産業間・異業種間ネットワークを結び、町内雇用の拡大につなげていく必要があります。

(3) 行財政の状況

① 行政

地方分権のさらなる進展、人口減少、少子高齢化、災害の大規模化、デジタル社会の進展などの社会経済情勢等の変化により、本町を取り巻く環境はめまぐるしく変化する中で新たな行政課題が生じ、住民ニーズは、複雑・多様化しています。

このような状況の中、住民ニーズに的確に対応できるよう、事務事業や組織の再構築を図り、住民の福利向上を最重要課題として個性あふれる魅力的で活力のある地域社会の構築に取り組んでいるところです。また、高速交通網の整備促進や情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い、住民の生活や産業経済分野における生活圏域は広域化しており、これからの行政サービスについても、さらなる広域的視野に立ち、連携強化に取り組まなければなりません。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や国内での感染拡大の対策として新たな生活様式の定着や各種支援等、迅速かつ柔軟に対応しなければなりません。

このため、職員一人ひとりが住民ニーズを的確に捉え、行政運営の公正性を確保し、透明性を高め、住民に対する説明責任を果たしながら、町民と行政が同じ目的に向かって施策を展開するとともに、相互に協力、連携することで、相互補完的な関係を築きながら協働によるまちづくりを推進する必要があります。また、国は地域主権戦略大綱の中で、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことができるよう、地域主権改革を掲げており、今後さらに地方分権の進展と自治体の課題が益々増えていくことが予測されます。地方自治体においてもさらに厳しい行政運営が求められていく中、将来にわたり自立できる足腰の強い自治を継続するため、限られた財源、人員で、効率的かつ効果的な行政運営の推進を図り、自らの改革の歩みを緩めることなく、自己決定、自己責任に基づいた施策展開ができるよう、行政組織、事務事業、職員資質の向上に努めます。

② 財政の現状と動向

令和元年度財政力指数は0.969となっているものの、主な要因である固定資産税（大規模償却資産）の経年償却により、地方税は前年度比132,302千円（令和元年度と平成30年度比較）減少しており、高齢化率（約36%）が高く、町内に中心となる産業がないことなど増加要因も少ないことから、今後も地方税の減少と併せ財政力指数も減少することが見込まれます。

そのため、自主財源である地方税の課税客体の適正な把握・口座振替の推進などの収納率向上等、歳入確保に取り組み、併せて各事業の効果や緊急性などを踏まえた事業の選択と集中などによる歳出の抑制を図っていきます。

また、令和3年度以降、義務教育学校校舎建設事業、椎木児童館建替事業など、公共施設の更新事業等による投資的経費の増加に対応するため、国・県支出金、世代間の負担の公平や財政運営の健全性のための町債発行、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金などの基金繰入、ふるさと納税の推進等による歳入の増加を図ります。

今後も、財政の効率化に努め、持続性のある財政運営を維持していくことが重要となっており、財政負担の平準化、計画的な事業の着手など、現在及び将来にわたる財政の姿や運営上の課題などを明らかにし、財政運営の健全性を確保する取り組みを進めます。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,980,266	4,566,717	4,924,056
一般財源	3,119,584	3,215,867	2,782,429
国庫支出金	432,402	327,623	436,780
都道府県支出金	213,965	268,811	380,688
地方債	134,000	0	51,600
うち過疎債	134,000	0	37,900
その他	1,080,315	754,416	1,272,559
歳出総額 B	4,768,146	4,290,400	4,618,043
義務的経費	1,491,845	1,613,573	1,510,134
投資的経費	690,232	259,191	589,476
うち普通建設事業	677,984	242,974	460,029
その他	2,586,069	2,417,636	2,518,433
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C(A-B)	212,120	276,317	306,013
翌年度へ繰越すべき財源	27,984	31,101	102,085
実質収支 (C-D)	184,136	245,216	203,928
財政力指数	1.057	0.995	0.969
公債費負担比率	10.2	9.2	4.7
実質公債費比率	9.7	7.3	4.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	71.8	70.1	81.2
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	3,341,850	1,494,116	1,052,766

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率 (%)	58.2	64.3	69.3	70.3	69.7
舗装率 (%)	57.9	83.8	88.3	88.7	89.0
農道					
延長 (m)	—	—	—	72,759	70,440
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	61.7	85.0	69.6	89.0	86.0
林道					
延長 (m)	—	—	—	14,154	14,154
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.2	5.2	7.2	3.7	3.7
水道普及率 (%)	67.0	78.5	91.2	95.3	95.8
水洗化率 (%)	—	—	12.6	81.3	95.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	9.0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、平成2年4月に過疎地域から除外されて以降も、若者定住、高齢化社会への対応、教育文化の向上、地域基盤の整備、中山間地域活性化の推進を図ってきました。しかし、過疎を取り巻く環境は依然として厳しく、再び人口が減少してきており、平成12年4月に改めて過疎地域の指定を受けました。

本町においてはこれまで、産業の振興や交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上、教育の振興等の施策を長期的な展望のもとに取り組んできました。定住施策の推進により、表1-1(2)人口の見通しでは、平成22年以降一時的に人口が微増に転じたものの、近年は自治体間での人口の奪い合いが激化し再び人口減少が進み始めました。特に山間部における人口の減少は著しく、若年層の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下、生活基盤の整備や厳しい財政事情等多くの課題を抱えています。

本町においては、新たな過疎法の元で過疎地域から除外をされたものの、人口減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較しても厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地・森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっております。これらの課題に的確に対処し、住民に一番近い自治体として将来にわたり良質な行政サービスを提供し、住民の期待に応じていくために、国・県との連携のもとに引き続きより効果のある過疎対策を実施し、持続可能な地域社会の形成に向けた行政体制の整備や基盤の強化が必要です。

このような状況を踏まえ木城町の将来像を「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」と定め、次の基本目標の達成に向け持続的発展のための施策展開を図ります。

① 個性が光る産業のまち

基幹産業である農業においては、激変する環境変化に臨機応変に対応しながらも、やる気のある農家を積極的に地域ぐるみで支援し、従来からの基幹作物・奨励作物の産地拡大や畜産の振興を図るとともに、安全・安心な農業振興を推進します。

商工業においては、企業誘致や相談・支援体制の充実を図り、活力ある環境づくりに努めます。

観光・交流事業においては、本町をより多くの人に知ってもらうためのPRを積極的に行うとともに、豊かな自然・文化と地域の特性を活かした観光振興を行い、交流人口の増加に努めます。

産業振興を行ううえでは、1次・2次・3次の各種産業の連携を促し、6次産業化による高付加価値サービス・製品の開発を支援するとともに、魅力ある雇用の創出に努めます。

② 笑顔のあふれる健康のまち

全国的に子どもの数が減少している中、本町には若い世代も移り住んできているため、今まで以上に子育て環境を充実していく必要があります。子育てに関する法律・制度の変化に対応しつつ、県内一の子育てしやすい町となるよう取り組みます。

高齢者や障がい者についても、取り巻く環境等が近年めまぐるしく変化しています。こうした状況変化に臨機応変に対応しながら、高齢者や障がい者が住みやすい生活環境を整備していくことはもとより、関係機関や地域と連携し、誰もが住みやすい高福祉のまちを実現します。

福祉においては、多様な主体が参加して地域で支え合っていくことが必要になっていきます。「人は情けの下に住む」という言葉があるように、町民が互いにいたわり、支え合っていく人情豊かな風土を育んでいく必要があります。

町民の健康はかけがえのない宝物です。明るい社会を築くため、健康づくりと医療体制の充実に努めます。

③ 豊かな心を育む教育のまち

生涯を通じて学習やスポーツに親しみ、文化的、健康的な生活を送れる環境をつくり出していきます。知的好奇心を生み出し、活かす生涯学習講座や、ワクワクするようなスポーツ活動を積極的に支援していきます。

町ではこれまでも教育環境の充実に努めてきましたが、無限の可能性を秘めた子どもたちの能力を見つけ、活かし、伸ばす環境をより充実し、町ぐるみで子どもたちの成長を喜び合える環境を整備していきます。

青少年を取り巻く環境は、近年のインターネットの普及などで大きく変化しています。携帯電話をはじめSNSの利用、多種多様な情報の容易な入手が可能な中、非行に走らない、健全な青少年の育成に努めます。

本町には有形無形の伝統文化・生活文化が多数あります。文化を守り、様々な文化・芸術に親しみ、ふれることが、子どもたちに地域への誇りを育て、町の歴史を守り発展させていくことにもつながります。文化度の高いまちづくりを進めます。

④ 快適で安全に暮らせるまち

本町には主要地方道3路線と一般県道2路線が町内の骨格として、町道等が生活道路として整備されています。2016年度には東九州自動車道の北九州市までのすべての区間が開通し、県北をはじめ県外からのアクセスも良いことから、自動車による入込客を見込んだ町内の道路環境基盤のさらなる整備が必要になっています。

また、町は平野部と山間部を抱えており、平野部における移動の利便性の向上とともに、山間部へのアクセスを高めるために、町民ニーズを的確に把握し、公共交通網の充実に努めます。

生活基盤としての住宅についても、近年の経済状況の変動幅の大きさを踏まえ、老朽化対策とともに、需要に応じた整備を進めていく必要があります。

消防・防災・防犯については、アンケート調査でも重要度が高い項目の一つでした。町民の安全・安心を担保する必要最低限の機能であることから、東児湯消防組合等とのさらなる連携のもと、万全の体制を整えていくとともに、町民や企業等との連携を強化していきます。

インターネットの普及により、町内だけでなく、全国・全世界に情報を発信することが可能な時代になりました。情報基盤のさらなる充実を図り、情報化の流れに適合した環境を整備していきます。

⑤ 自然豊かな緑と水のまち

子どもたちが安全に遊べ、お年寄りが安心して休憩できる、緑豊かな木城町の特徴を活かした公園・広場を整備します。

本町は、町の中央部を南北に小丸川が流れ、小丸川発電所をはじめ複数の発電用ダムがあり、電源地域や上流域としてきれいな水を守り続けていく義務があります。安全でおいしい飲み水を町民・企業に供給し続けていくため、必要な施設整備を行い水質の管理に取り組みます。下水道においても公共下水道が計画区域において整備され、水洗化率は90%を超えています。生活環境の向上と環境保全のため、下水道のさらなる普及を図り、安定した施設管理に努めます。

本町では、西都児湯クリーンセンターとエコクリーンプラザみやざきにおいてごみ処理を行っています。また、し尿処理は高鍋木城衛生センターで処理しています。施設設備の適正な管理に努めるとともに、ごみの減量化を町一丸となって取り組み、4R運動を推進します。さらに、近年増加傾向にある不法投棄対策についても、地域住民や企業等と協力し、環境パトロールを継続して実施します。

地球環境の温暖化や生物の多様性など、環境問題が世界的な広まりを見せる中、本町においても子ども

もや孫に木城の豊かな自然環境を引き継いでいく必要があります。環境学習の積極的な取り組みを行うとともに、町民への啓発活動を展開し、環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

⑥ 町民が主役のまち

参画や協働という言葉がまちづくりにおいて使われるようになり久しいですが、本町においても町民のためのまちづくりを町民とともに進めていく必要があります。各種イベントの開催、防犯・防災活動、環境活動、清掃活動など、各種の取り組みを行うための体制と仕組みを構築していきます。また、担い手としての自治会やボランティア団体、企業、サークル、PTAなどの各種団体との連携強化を図り、町民主体のまちづくりを積極的に支援していきます。

男女の区別がなく、人権が尊重される明るい社会を築くため、町は基本方針を町民に示しつつ、啓発活動を展開します。

地方分権が進む中、地方自治体である市町村の役割は増大しつつあり、これに伴い業務量も増加しています。しかし、近年の経済状況から、職員数は減少傾向にあり、限られた財源の中で町政運営の効率化に努めていくことが必要です。広域行政の推進と、先を見越した計画的な行政運営に努めるとともに、広報・広聴機能の拡充により、適切な需給量の把握を行い、手法の不断の見直しを行っていくこととします。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①人口の社会増の実現

評価指標	目標値
定住促進奨励事業における転入者数	78人 (R8)
子育て世帯の転入者数 (15歳以下の子どもを含む世帯員数)	65人/年

②人口の自然減の抑制

評価指標	目標値
合計特殊出生率	1.94人 (R8)

③雇用の確保

評価指標	目標値
誘致企業数	7社 (R8年度末)
新規創業者数	3件/年
認定新規就農者数 (有機農業志向者含む)	1件/年

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

令和元年度に策定した第2期まちひとしごと創生総合戦略(計画期間R2~R6)において、住民や外部有識者を加えた「木城町まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置し、施策の検証を行うこととしていることから、本計画における中間検証(R3~R6)についても併せて行うこととします。また、本計画における最終検証(R3~R8)については、庁内の検証組織において検証を行い、町ホームページ等での住民説明、議会への説明を行うものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6箇年間とします。ただし、6年目の計画については、令和8年度からの宮崎県過疎地域持続的発展方針の策定を踏まえ、必要な変更を行うものとします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町は、これまで人口増加や社会的ニーズに対応するため、インフラ系施設を含む様々な公共施設等を整備してきました。現在、整備から30年以上を経過した施設面積が約4割を占め、今後、多数の公共施設等が更新時期を迎えます。しかし、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化等により、大幅な税収の増加が見込めない状況であり、公共施設等の更新や管理等の考え方を見直す時期が来ています。

住民ニーズに対応した行政サービスを、将来にわたって適切に提供し続けることができるよう、本町が保有する公共施設等の現状を多方向から把握し、人口問題、財政問題、公共施設等の質及び量の問題等の観点から評価を行い、本町の特性やまちづくりを加味した上で、公共施設等の長期的な管理方針を定めるため、「木城町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

本計画では、木城町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住の促進

本町では、平成 22 年度に定住促進奨励事業の住宅取得奨励金の追加など充実を図り、年間 35 人程度の転入超過となり一定の定住施策効果が現れました。しかし、平成 28 年度以降は人口の自然減の急増とともに社会増減のばらつきもあり、人口が減少傾向に転じ令和 2 年 1 月に人口が 5,000 人を割りました。特に、若者の流出や農業後継者不足により、地域の活力が失われており、定住人口の増加や各産業における後継者を確保するためには、よりニーズに即した定住促進のための住宅整備や各種助成等を整備する必要があります。

一方で、令和 2 年度に実施した空家調査において町内に約 100 軒の空家が存在し、そのうち今後も利活用が可能な空家も一定程度存在することが把握できています。しかしながら、相続の問題や家財等の処分・リフォーム費用の負担問題などが度々発生し、空き家バンクへの登録に至らないケースも多く発生しています。

② 地域間交流の促進

過疎地域は、高齢化や人口減少が進行し、また、農業所得をはじめ地域住民の所得が減少傾向にあるなど厳しい状況が続いています。一方、国民の価値観が多様化する中で、農山村に対する都市住民の関心は高まっています。多様な地域の人との交流の拡大は、自分の町の再発見や見聞・視野を広めることによる人材育成効果や交流による刺激によって新たなまちづくりへの展開が期待できます。今後、体験観光メニューの検討や体験施設の整備拡充、既存の交流施設の有効活用とネットワーク化を推進する必要があります。

本町では「木城えほんの郷」の絵本文化を核に、都市と山村の交流を図りながら地域固有の文化として推進しています。また埼玉県毛呂山町との友情都市交流をはじめ、歴史・文化的つながりのある市町村との広域連携事業に取り組んでいます。

これまでの地域の特性を活かした交流の成果を踏まえて、人的・文化的交流を促進するための機会の提供に努めるとともに、心の豊かさを求め自然環境に恵まれた中山間地域での生活ニーズが高まっており、移住や二地域居住に関する積極的な情報発信と受け入れ体制の整備に努める必要があります。

③ 人材育成

近年、地域における少子高齢者や共働き家庭の増加による人材不足が表面化し、地域コミュニティの維持・発展に支障をきたしています。本町においてはこれまで、既存の組織や人材の支援・育成による担い手の確保に力を入れてきましたが、今後は、都市部から多様な人材を積極的に受け入れ育成することで、新たな視点での地域おこしを推進する必要があります。

また、人口減少や少子化の中で、中学生や高校生が圏域外に進学や就職し、地元に戻ってこない現状が多くみられます。地域に住まう学生を、自分が生まれ育った故郷に誇りを持ち、将来的その地域の活性化のための人材として育成していくための取組がさらに求められています。

(2) その対策

① 移住・定住の促進

現在の奨励金制度を広く町内外に情報発信し、活力あるまちづくりのため総合的な施策を展開し、定住促進を図ります。また、定住促進奨励金事業については、特に「転入世帯」や「子育て世帯」に手厚

い支援とすることで、人口の増加と地域の若返りによる活性化を図ります。

空家調査により把握できた空家のうち、利活用可能な空家を的確に把握した後に、片付け費用やリフォーム補助等を検討し、移住希望者の受け入れ態勢を整えていきます。また、不動産業者との連携等により、専門的な見地からのアドバイスを受けながら空家の利活用を進めます。

都市部にて、移住相談会やPR事業を積極的に展開することで本町の魅力を発信しながら、お試し宿泊制度等を併せて実施することで、本町へ興味を持つ人の受け入れを積極的に行い、移住へとつなげていきます。

移住に関する総合的な相談窓口として移住コンシェルジュを配置し、住まいや仕事などの移住に対する相談体制を強化します。また、移住者との地域との懸け橋や移住者同士のネットワーク形成など、移住者の不安を解消し、移住者が安心して地域に溶け込めるための体制構築に努めます。

② 地域間交流の促進

人的・文化的交流を促進するための機会の提供を行い、移住や二地域居住に関する積極的な情報発信と受け入れ体制の整備に努めます。

地域資源を有効に活用し、観光・体験型交流を通じて、地区内外から訪れる人との交流を促進するための人材育成と地域づくりの担い手育成に努めます。

③ 人材育成

各分野において地域おこし協力隊制度や地域活性化起業人制度を活用し、都市部から多種多様な人材を積極的に受け入れることで、地域のリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。

児湯郡の5つの町と高鍋町の2つの高校で連携し設立した共同事業体「児湯学友団コンソーシアム協議会」において町内中学校との連携を深め、今後ますます加速する人口減少・少子高齢化社会に立ち向かうための人材を地域を上げて育成し、人材の地域循環の取組を推進します。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
	(1)移住定住	定住促進奨励金事業(転入・住宅取得)	木城町
		移住支援金事業	〃
		空家利活用推進事業(移住定住型)	〃
		お試し宿泊(移住体験)事業	〃
		首都圏等PR事業	〃
		移住定住パンフレット作成	〃
	(3)人材育成	地域おこし協力隊事業	木城町
		地域活性化起業人事業	〃
		児湯学友団コンソーシアム協議会負担金	協議会

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の産業振興を図る上で、基幹産業である農業は切り離して考えることは出来ず、農業の振興をどのように推進していくかが本町の重要な課題です。

過去の農林業センサスでは、平成22年から平成27年までの5年間の農家戸数は445戸から400戸で45戸の減少を示しています。

また、販売農家別では、専業農家は36.5%、第1種兼業農家14.75%、第2種兼業農家48.75%であり、第2種兼業農家の割合が高くなっています。

近年、産地間競争が激化しているが、今後は国外の市場開放など、国際的な競争にさらされることが予想される中で、農業従事者の高齢化や後継者不足等による遊休農地の拡大など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような状況において、現在実施している各種施策をより充実させ、「実質化された人・農地プラン」に沿って農地を地域の中心となる経営体に集積し、優良農用地の確保や良好なほ場の維持を図り、より強固な経営体を構築するとともに、担い手と連携して遊休農地の解消に努めます。

また、収益性の高い農業や、付加価値を高める農畜産物の加工等、消費者ニーズに対応した農業と流通、販売体系の確立を今後も目指す必要があります。

本町の民有林の整備は、森林組合を中心に造林補助事業等を取り入れながら、県産材の産地化を目指して積極的に取り組んでいます。また、これらの森林は小丸川流域の水源かん養など重要な多面的な機能を果たす位置にあり、奥地では、土砂流出防止等の役割を果たしていることから、一般造林施策の実施だけでなく、長伐期施策や複層林施策等も推進し、林地保全を図りながら公益的機能を果たす森林と、優良材生産を目標とした森林づくりを推進していく必要があります。

有害鳥獣対策として中山間地域では、イノシシ・シカ・サル等による農林作物の被害が発生しており、駆除・被害防除等の対策を実施していましたが、駆除班員の高齢化等による担い手不足や、耕作放棄地の増加による鳥獣の生息環境の増加などの問題もあり、近年では平坦部にも被害が拡大しており、今後は、駆除・被害防除・生息環境の管理など一体的な対策が課題です。

専業別農家戸数

(単位：戸)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家戸数	660	594	532	498	445	400
専業	204	211	162	152	153	146
1種兼業	121	104	92	77	53	59
2種兼業	335	279	278	269	239	195

(資料：農林業センサス)

ア) 水稻

水田の基盤整備等については、農道舗装、用排水整備、ほ場整備等全体の約70%が完了しています。しかし、一部湿田地帯で良食味米を生産できる一方、排水対策が困難で水田の利用の幅が狭められています。

水田面積411haのうち水稻作付面積は313haであり、本町農業の基幹作物として作付けされています。主食用米を中心に、飼料用稲・飼料用米・加工用米が作付されていますが、全国的に米の生産

が過剰基調にある中で米価が下落していることから、地域の特性を活かした他作物との組み合わせにより経営の安定を図っています。

水稻の生産動向

(単位：ha, kg, t)

区分	水稻計			早期栽培			普通栽培		
	作付面積 (ha) (子実用)	10a 当 り収量 (kg)	収穫量 (t) (子実用)	作付面積 (ha) (子実用)	10a 当 り収量 (kg)	収穫量 (t) (子実用)	作付面積 (ha) (子実用)	10a 当 り収量 (kg)	収穫量 (t) (子実用)
令和2年産	227	476	1,078	208	476	988	19	476	90
平成元年産	219	475	1,080	200	475	990	19	475	90

(資料：町産業振興課調べ)

イ) 野菜

本町の野菜生産は、平坦部での施設園芸栽培と、丘陵地帯での露地畑作栽培により形成され、施設栽培では、キュウリ、ピーマンが主流を成し、露地野菜では甘藷、加工用の大根・人参が盛んであり、その他里芋、馬鈴薯等が作付けされています。

現在、高収益化を図るために果樹や露地野菜等の新規作物の生産を試みっていますが、産地間競争の激化、流通業界の変化、消費者の安値志向に伴う野菜価格の低迷、世界的気候変動による天候不順等により、再生産につながる所得の確保が厳しい状況です。

このような状況の中、消費者の食の安全・安心を確保する取組みとして、栽培履歴の記帳やトレーサビリティ等を含め農業経営の改善を図るため農業生産工程管理手法（GAP）、有機栽培、ICTの取組みが重要となっています。

ウ) 畜産

(畜産産地の復興・新生)

口蹄疫発生時の飼養頭数の9割程度まで回復してきましたが、70歳以上の高齢農家が総農家数の約3割を占めており、今後10年間で、急速にリタイアが進むと推測されます。今後は、各種事業を積極的に取組み、防疫対策を考慮し、計画的に家畜を増頭していくこと、及び新規就農者の確保が課題となっています。

○肉用牛

繁殖農家においては、口蹄疫終息後に繁殖素牛の導入が集中したことや、子牛相場の影響で母牛の更新が進まなかったこと等により、高齢牛の割合が増加傾向にあり、子牛価格への影響が懸念されます。肥育農家においては、飼料等の高止まりにより大変厳しい状況であります。今後も本町の基幹作目として、繁殖経営及び肥育経営の強化を図るため、国・県補助事業、町単独事業及び畜産振興資金の有効活用を推進していく必要があります。粗飼料生産については、今後も水田において転作作物として作付け体系を確立し、自給率の向上に努め、地域内一貫生産体制の確立を図ります。

○乳用牛

戸数は1戸と減少しましたが、土地利用型の営農として、畑地及び水田における粗飼料生産面での農地の有効利用に貢献しています。今後も生乳の計画的な生産を推進しながら、国際化の進展や、産地間競争にも対応した高品質で低コストの生乳生産に努めていく必要があります。

○養豚

良質の肉豚を計画的に生産するため優良種豚の系統選択及び優良繁殖系統豚の導入について各種事業及び畜産振興資金の活用を推進します。また、優良肉豚の生産に努め、産子数や生産技術の向上、経営規模の適正化、一貫生産体制の確立を図り、ブランドを確立するとともに環境保全対策及び家畜防疫対策に万全を期し経営の安定を図ります。

○養鶏・ブロイラー・鶏卵

需給動向に見合った計画生産を引き続き推進するとともに、飼養管理技術の向上や防疫対策及び環境対策の確立を図り、育雛率及び飼料効率の向上による経営の合理化に努める必要があります。

主な家畜の飼養状況

(R3.2.1 現在)

区分	ブロイラー	豚	肉用牛	乳用牛
戸数(戸)	7	7	32	1
頭羽数(頭・羽)	486,100	14,470	3,863	109

(町産業振興課調べ)

エ) 茶

本町の茶生産は、県内随一の茶産地である西都・児湯地区の一翼を担っており、恵まれた気候風土の中、風味豊かな茶の栽培が行われています。また、百合野地区においては、ほ場を生かした大規模機械化栽培が実施され、山間部においては、自園自製の栽培による地域独特の釜炒り茶の製造が行われています。

近年はリーフ茶離れが一層進み一番茶の価格の低迷により、経営状況は以前にも増して厳しい状態にあります。

また、茶農家の高齢化が進み、茶園の荒廃等、産地としての存続にも関わってくるので、後継者の育成が急務となっています。

さらに老園化による茶葉の品質低下は、茶価格の低下を招くため、高品質で耐寒性や病虫害抵抗性に優れた品種への計画的な改植が必要であり、茶工場についても機械の老朽化が進むことから計画的な機械設備の更新が必要となっています。

このような状況の中、茶農家の経営安定のためには、消費者のニーズ・嗜好にあった高品質茶の選定や有機栽培、海外輸出も視野に入れた経営の転換を考える時期に来ています。

② 林業の振興

本町の総面積 14,596ha のうち、森林面積は 12,181ha で総面積の 83% を占めており、その内訳は、民有林 3,979ha (33%)、国有林 8,201ha (67%) となっています。民有林のうちスギを主体とした人工林の面積は 1,457ha で、人工林率は 37% となっています。

民有林の整備は、森林組合を中心に造林補助事業等を取り入れながら、県町産材の産地化を目指して積極的に取り組んでいます。また、これらの森林は小丸川流域の水源かん養など重要な多面的な機能を果たす位置にあり、奥地では、土砂流出防止等の役割を果たしていることから、一般造林施業の実施だけでなく、長伐期施業や複層林施業等も推進し、林地保全を図りながら公益的機能を果たす森林と、優良材生産を目標とした森林づくりを推進していく必要があります。

民有林の齢級別面積

(単位：ha)

区分		齢 級 別 面 積										
		総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
立木地	総数	3746.97	60.53	66.44	28.67	83.09	53.27	37.59	54.28	92.37	338.79	602.81
	人工林	1456.84	60.53	66.44	19.13	45.18	12.00	21.27	24.97	46.95	137.26	261.48
	天然林	2290.13	0.00	0.00	9.54	37.91	41.27	16.32	29.31	45.42	201.53	341.33

区分		齢 級 別 面 積										
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21以上
立木地	総数	822.89	624.14	405.12	273.69	180.86	15.61	3.92	0.00	2.48	0.00	0.42
	人工林	416.24	176.44	89.68	60.12	9.48	7.19	0.00	0.00	2.48	0.00	0.00
	天然林	406.65	447.70	315.44	213.57	171.38	8.42	3.92	0.00	0.00	0.00	0.42

(資料：一ツ瀬川地域森林計画書)

③ 水産業の振興

本町の内水面漁業は、清流小丸川を有しているにもかかわらず水量が少なく、降雨毎に褐色に濁るなど水質環境が悪化しており水産資源が減少傾向にあります。

漁業としての成立はもとより釣り場としても物足りない現状です。今後も流域町村一体となって小丸川の汚濁防止に努めることが大切です。また小丸川（小谷）を積極的に活用し水産資源の増殖を図る必要があります。

④ 地場産業の振興

基幹産業である農業の安定的な経営と所得向上を図るために、生産・加工・流通・販売についての施設の整備を検討する必要があります。地域の農林業と商工業が連携して新品目やサービスを開発できるよう農商工の連携と生産者自らが加工開発や販売等が行える6次産業化への取組みを促進する必要があります。また、山間地における加工部の高齢化や過疎による活力の低下について、地域の地場産業が途絶えることの無いよう支援していく必要があります。

⑤ 企業の誘致

平成24年に2社の誘致企業認定を行って以来、新たな誘致を行っていない状況が続いています。また、令和元年8月に、製造業の誘致企業1社が町外へ完全移転したことで、町内の誘致企業は5社となっています。町内での雇用の受け皿は益々厳しい状況となり、雇用を町外に依存している状況にあります。若者の流出を防ぎ、新卒者やU・I・Jターン者の雇用の場を創出するため、積極的な誘致活動が必要です。

既存企業については、時代に即応した経営により業績を上げている企業もありますが、円高や景気不況により大変厳しい状況が続いており、経営体質・基盤の強化など安定した経営のために側面的な支援が必要です。

⑥ 起業の促進

新たな起業家の掘り起こしを図る必要がありますが、小規模企業者経営支援制度の新規起業補助金や利子補給制度の積極的利用を促進し、厳しい経済状況の中、新たに起業しやすい環境づくりを行う必要があります。

⑦ 商業

本町の商業は、年間商品販売額で約 26 億円規模（「平成 28 年経済センサス - 活動調査」）となっています。地場産業の発展を促進するため、プレミアム商品券や特産品開発、設備整備の助成を行い、地域の振興と町の特産品開発、商工業者の経営体質・基盤強化を支援するなど、商工会をはじめとする関係機関との協力のもと、様々な商業振興策を実施していますが、近隣市町の郊外型店舗の進出や、新型コロナウイルス感染症の拡大等による影響を受け、年間商品販売額が減少傾向にあります。

⑧ 観光又はレクリエーション

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進する必要があります。特に、昨今はコロナ渦において観光のみならず地方移住への関心が大きく高まっている中、観光業の在り方も一過性のイベントからワーケーションなどの滞在型コンテンツの拡充にシフトしています。今後は、より個性的で魅力ある集客施設づくりが必要であり、地域資源の有効活用をより一層図るとともに、ワーケーション環境の整備など、時代の流れに対応した各観光関連施設の整備等を行う必要があります。

これまで町内の個々の観光施設がそれぞれの特徴を生かした活動を行ってきましたが、観光施設相互の魅力を相乗させ観光客の招致を図る必要性が高まったことから、令和 3 年 4 月に「木城温泉館湯らら」「川原自然公園」「中八重緑地公園」「いしかわうち」及びこれまでの観光協会としての業務を一手に担う組織として、新たに一般社団法人木城町ふるさと振興協会が事業を開始しました。今後は、本組織を中心として、観光推進を進めていく必要があります。

東九州自動車道を利用することにより、より広範な観光客が訪れやすくなっているため、各施設やイベントのきめ細かな PR 活動を行うとともに、既存観光・交流資源の充実・活用に努め、他市町村と連携した広域的な観光・交流を推進することが必要となっています。

(2) その対策

① 農業

本町の農業は、温暖な気候、恵まれた土地条件を生かし、米をはじめ畜産・施設野菜・露地野菜など、多様な農業生産を行い、南九州における食料基地の役目を担ってきました。

今後も米、畜産、施設野菜を中心として、耕種農家が家畜ふん尿を堆肥として利用する「耕畜連携」の地域循環型農業の構築を行い、安心・安全な農作物の生産を目指します。

農業生産においても所得の向上をめざして、農地集積などによるコストダウンと技術情報の提供を推進します。

さらに、集約的な営農体系を確立させ、農業生産工程管理手法（GAP）の取組みを推進し、ICT の活用による高収益の作物生産に努め、持続可能な農業生産を目指します。

本町においても増加傾向にある遊休農地の解消に努めます。

1) 農業生産の振興

ア) 水稻

今後は、認定農業者を中心とした担い手の育成及び土地利用集積型農業を活性化させるため、需要者のニーズに対応して飼料作物、施設・露地野菜等の品質の向上を目指し、生産・品質管理システムの整備を図りながら、産地体制の強化と耕畜連携で取り組む土地利用集積型農業を推進します。

また、年間を通しての水田利活用を図るため、裏作のそば・大豆・飼料用作物等の作付を積極的に推進します。JA児湯管内 3 町、JA児湯及び関係機関・団体で水田フル活用ビジョンを基に売れる

米づくり及び地域の特性を生かした売れる転作作物への検討・推進を図り、作付けの目安の達成のため、国の経営所得安定対策事業の活用を推進します。

次に、本町の特性を生かした体質の強い持続的な水田農業の振興及び確立を図るために、下記の点に重点を置き、取り組むこととします。

- ・担い手組織の育成・強化・支援
- ・J A等を中心とした米・野菜等のブランド化による販売経路の確立
- ・地域の特性を生かした売れる転作作物への転換、推進
- ・生産技術と品質の向上
- ・地域担い手による土地利用集積の推進
- ・飼料作物、加工用米を中心に不作付地の解消及び農家の所得向上

イ) 野菜

キュウリ、ピーマン、トマトはJ A児湯の長期3カ年計画に基づくブランド化により、堆肥の活用、有機質資材等による土壌の改良、減化学肥料・減農薬栽培の推進、技術の向上に努め、収量・品質アップを図ります。

露地野菜についても同様に、堆肥を活用した土づくりに努め、減化学肥料・減農薬栽培を推進することで、環境に配慮した循環型農業を目指し、安心・安全な野菜生産を目指します。

消費者の食の安全・安心を確保する取組みとして、栽培履歴の記帳やトレーサビリティ等を含め農業経営の改善を図るため農業生産工程管理（GAP）の取組みを推進していきます。

環境に配慮した農業生産に努めるため、高鍋町・新富町・木城町適正対策推進協議会において関係団体と連携を密にし、農業用廃プラスチックの適正処理の更なる推進に努めると共に、生分解性マルチの導入を推進します。

また、有機農業やエコファーマー認定など環境保全型農業の推進やGAPの取組みの一部になりますが、農薬安全使用基準を遵守し、農薬使用履歴の作成、栽培管理記録を作成することで市場の信頼に応え、消費者に信頼される産地づくりを目指します。

価格安定対策事業による補填制度の充実を図り、自己責任による経営管理を徹底し、経営安定を図ります。

新規作物の導入については、生産性、作業性、経費等、本町の気候に見合ったものを選定し、協力農家を募り試作等を行い、実証性が確認されれば広く町内に普及できる生産体制の構築を図り推進していきます。

○営農体制の整備

- ・共同利用施設、ICT、スマート農業の整備による作業の省力化、農作業受託の推進による営農支援体制の整備を推進します。

○収量・品質の向上

- ・I P M（総合的病害虫管理）に基づく物理的・生物的・化学的防除を推進し、予防的措置による効率的防除を推進します。
- ・作柄の安定化と品質向上を図るため、適正な残幹処理と土壌消毒を推進します。

ウ) 畜産

○口蹄疫被害に係る復興対策

- ・防疫体制の整備、畜産農家への防疫に対する意識高揚を図りながら、家畜防疫の先進地を目指すとともに、家畜の導入を計画的に進め、畜産農家の経営安定を目指します。

○肉用牛

- ・優良繁殖牛・素牛の導入にあたり、町畜産振興資金貸付基金及び各種制度事業等を活用し、農家の計画的な家畜導入を推進します。
- ・肉用牛の生産性向上のため地域内一貫生産体制の確立を図ります。

○乳用牛

- ・町畜産振興資金貸付基金及び各種制度事業等を活用し、農家の計画的な家畜導入を推進します。
- ・牛群検定成績の活用による高品質で低コストの生乳生産を図ります。
- ・優良後継牛を作出するため県酪農公社の活用促進を図ります。
- ・酪農ヘルパー等の活用によるゆとりある経営体を創出し、生産性の向上を図ります。
- ・飼料自給率の向上を図るため農地の有効活用を図ります。
- ・計画的な施設整備による規模拡大を図ります。
- ・家畜ふん尿の適正処理対策に努めます。

○養豚

- ・町畜産振興資金貸付基金及び各種制度事業等を活用し、農家の計画的な家畜導入を推進します。
- ・優良種豚の計画的導入による生産性向上を目指します。
- ・ブランド化に努めます。
- ・計画的な施設整備による規模拡大を図ります。
- ・家畜衛生対策の確立を図ります。

○養鶏・ブロイラー

- ・需要動向に即した生産振興及び計画生産に努めます。
- ・収益性の向上を図ります。
- ・家畜衛生対策の確立を図ります。

エ) 茶

高品質生葉の安定収量の確保を目指し、茶園管理の見直し、GAP（農業生産工程管理）の実施による栽培履歴の作成、肥培管理の見直し等により経営の安定を図ります。加えて近年需要が高まっている有機茶への取組を推進します。

荒茶加工技術の向上をめざし、毎年品評会に出品することで、その技術を競い合い、高品質荒茶の安定製造を図ります。

なお、老園化による茶葉の品質低下は、茶価格の低下を招くため、茶園を計画的に優良品種へ改植し茶葉の品質の向上を目指します。

茶工場の機器の老朽化による製造能力が限界に近づいているため、計画的な設備の更新及び品質向上・低コスト化のため新たな機械の導入を図ります。

しかしながら、茶農家については、高齢化が進みこのままの状態では、産地としての存続に関わってきますので後継者の育成を関係機関・団体と連携を密にし支援をしていきます。

2) 農業経営の安定

認定農業者、認定新規就農者の認定を進め、担い手の育成・確保を図ります。また、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進めます。また、経営体育成支援事業や各種制度資金の利活用により、規模拡大に伴って必要となる農地や農業用機械の取得に係る資金負担の低減化を図ります。

3) 担い手の育成と確保

地域内における人と農地の問題を積極的に話し合い、人・農地プランを各地域において作成することで、地域における担い手の状況を把握し、担い手の規模拡大や担い手の不足する地域においては集落営農を含む営農体系の確立を積極的に推進していきます。これらの地域内での担い手対策と並行して、農業生産法人(有)グリーンサービス・コスモスと協力し、高齢化や後継者のいない農家を支援するため農作業受託を行っていきます。

また、既存の営農団体である、農業青年団、認定農業者協議会の活動を支援します。

認定農家数については、現在 85 戸であり、農業経営改善支援センターを中心に、町、農業委員会、農業改良普及センター、農協等関係機関、団体が連携を密にし、育成・推進します。

認定新規就農者の育成確保を図るため、関係機関・団体及び農業者が一体となった取り組みにより農業、農村の積極的なPRや新規参入を含めた就農促進のための支援を推進し、新規就農者が早期に独立した経営を確立できる環境の整備充実を図ります。

4) 流通・加工体制の整備

農家の所得アップと遊休農地解消、地産地消を目標として、直売所「菜っ葉屋」と加工所を設置しています。菜っ葉屋については、今後も安心・安全な農作物を消費者に提供するため、生産管理、農薬、肥料等のトレーサビリティに関する取組みを推進していきます。

加工所においては、複数の加工グループが使用しており、今後も互いが連携し販路の拡大に努めます。いずれも町内産にこだわり、豆腐・味噌・菓子・ドレッシング類・精肉等の加工品を生産していますが、今後も新商品開発支援や技術研修等の情報提供に努めます。

また、地産地消の一環として、学校等の給食に町内農作物の食材を積極的に利用し、消費拡大を図ります。

5) 有害鳥獣対策

捕獲駆除活動については、従来散弾銃を使用した駆除を実施していますが、駆除班員の高齢化や担い手不足の問題対策として「箱わな」による捕獲を推進します。また、被害防除の対策として、有害鳥獣対策アドバイザーを設置し、電気柵や防護ネットの設置推進・アドバイスをい農林家の自己被害防除体制の確立を図ります。生息環境管理の対策としては耕作放棄地の解消を図るとともに、集落への鳥獣をひきつけ、餌付けの原因となっている作り捨てや収穫残渣の適正処分を進めるため住民への啓発活動を推進します。

併せて駆除・防除・生息環境管理・個体数調整を一体的に進め、農林家・駆除班員・地域住民・行政の相互連携を深め総合的な対策を実施します。

② 林業の振興

林業の振興については、現有人工林、委託林の除間伐など保育作業等を適正に実施していくとともに、長伐期施業や複層林施業等も推進し、林地保全を図りながら、公益的機能を果たす森林と優良材生産を目標とした森林づくりに努めます。

本町における人工林は戦後形成されており、収穫時期を迎えています。このため、木材資源の効率的な循環・利用に対応できるよう適切な保育間伐に加え、高齢級森林の間伐の実施や伐採跡地の植栽等による的確な更新を図り森林資源の標準化、循環型林業の確立を図っています。

③ 水産業の振興

水産業の振興については、小丸川における水産資源の増殖を図るため水源かん養林の造成や水質の浄化等により小丸川の清流を守るとともに、積極的な放流事業等に努める必要があります。

また、小丸川漁業協同組合だけではなく町自らもウナギ等の稚魚の放流について検討し、釣り場としての知名度を高めるとともに、石河内、中之又地区の支流については、清流を生かしてヤマメを放流し、宣伝啓発に努め、余暇利用レクリエーションの場として活用を図ります。

④ 地場産業の振興

基幹産業である農業の安定的な経営と所得向上を図るため、農産物のブランド化と販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大に努めます。そのために、生産者と商工業が連携した新商品の開発や生産者自ら加工・販売に取り組めるような環境を整備し、地場産業の育成強化に努めます。更なる振興を図るため、生産から流通・加工・販売に至る一体的な生産基盤の整備に努めます。各特産加工グループによる特産品の販路としては、農産物販売所や町内の各観光施設を有効に活用し販売の促進を図るとともに、県の「みやざき物産館」等の情報発信基地を十分に活用した販売ルートの拡大と売れる商品づくりに努め販売の促進を図ります。

⑤ 企業の誘致

県や関係機関との連携のもと、東九州自動車道高鍋インターチェンジへのアクセスの良さを活かしながら企業誘致活動を展開し、優良企業等の立地を促進するとともに、第1次産業と関連した企業や新たな企業の誘致を図るため、優遇措置や優遇制度を見直し、その活用とPRを図ります。

⑥ 起業の促進

起業や新産業・新ビジネスの創出に向け、関係機関・団体と連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備などの体制強化に努めます。

これまで、定住促進奨励金制度の一部として町内在住者に限って起業の支援を行ってきたが、小規模企業者経営支援制度の新規起業補助金においては、意欲ある町内外経営者の起業について手厚く支援を行うとともに、利子補給制度等の活用による切れ目ない支援により、起業しやすい環境の整備と新ビジネスへのチャレンジを促します。

⑦ 商業

商工会・金融機関・既存企業との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の向上や後継者の育成、地域に密着したサービスやICTを活用したサービスの展開、魅力ある特産品の開発・販売、事業の拡大等を促進します。あわせて、商工会に地域振興事業等を行うための職員を配置し、地域経済の活性化及び地域振興を推進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種事業・融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令等によって売り上げが急激に減少しているため、国・県・関係機関と連携し事業の継続や雇用の維持を確保するための支援充実を図ります。

⑧ 観光又はレクリエーション

観光振興の中核的役割を担う、一般社団法人木城町ふるさと振興協会の育成・強化を図り、各種活動や観光サービスの一層の拡充・強化を図ります。

一般社団法人木城町ふるさと振興協会を中心に、町内にある各観光施設の連携を更に深めるとともに、さいとこゆ観光ネットワークや九州オルレ認定地域協議会等を活用した広域的連携を図りながらそれぞれの観光施設の魅力と、歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を図ります。

また、自然景観やキャンプ場等の豊富な自然資源を活かした体験型や滞在型の観光・レクリエーションを推進し、ワーケーション環境の整備など、集客力確保のために時代の流れに即した関連施設の整備拡充・修繕改修を計画的に実施します。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2. 産業の振興			
(1)基盤整備 農業	多面的機能支払制度		木城町
	畜産振興基金造成事業		〃
	中山間地域等直接支払制度		〃
	新規就農者支援事業(農業人材投資事業)		〃
	グリーンサービス・コスモス運営等補助金		3セク
	鳥獣被害防止対策事業 ・電柵等設置 ・鳥獣被害対策捕獲事業(追い払い) ・野生猿捕獲班活動支援 ・有害鳥獣捕獲班活動支援事業 ・有害鳥獣対策アドバイザー設置事業		木城町
	鳥獣被害防止対策総合整備事業 ・ワイヤーメッシュ柵設置		協議会
	ため池等整備事業		宮崎県
	経営体育成基盤整備事業(栲瀬地区)		〃
	(1)基盤整備 林業	町有林間伐事業	
(3)経営近代化施設 農業	新規就農者支援事業(機械導入・施設整備等支援事業)		木城町
	木城町小型農業機械等導入支援事業		〃
	環境保全型農業直接支払制度		〃
	有機JAS認証等取得支援事業		〃
(4)地場産業の振興 試験研究施設	特産品開発奨励事業		木城町
(4)地場産業の振興 加工施設	農林業活性化推進協議会補助金(特産品開発)		協議会
	農林水産物処理加工施設整備事業		木城町
(4)地場産業の振興 流通販売施設	地場産業振興会運営事業		地場産業振興会
	農林水産物販売所菜っ葉屋整備事業		木城町
(5)企業誘致	企業立地奨励事業		木城町
(6)起業の促進	小規模企業者経営支援事業(新規起業補助金)		木城町
(7)商業 その他	商工会事務局体制強化事業		商工会
	商工会運営事業補助金		〃
	プレミアム商品券発行事業		〃

		中小企業等利子補給	木城町
		事業継続支援事業	木城町
		地域企業等支援事業	〃
	(9)観光又はレクリエーション	百済王伝説等市町連携推進会議負担金	協議会
		高鍋・木城オルレ協議会負担金	〃
		木城温泉館湯らら整備事業	木城町
		川原自然公園整備事業	〃
		木城えほんの郷整備事業	〃
		観光業務委託事業	受託者

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町全域	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売業 ④旅館業	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)事業計画と同じ

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

高度情報化の推進

国内では、これまでの情報社会（Society4.0）から、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society5.0）への実現に向け、大きな変革期を迎えています。

Society5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、今までにない新たな価値を生み出し、また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、一人一人が快適で活躍できる社会を目指しています。

本町では、平成15年度に町内全域に敷設した光ファイバ網を平成29年度に通信速度の改善や機器等を全面更新し、インターネットサービスの提供方法も行政から民間事業者に変更しました。さらには、公共施設・観光施設の10施設に公衆無線LANを整備し、災害時に避難所となる公共施設の通信インフラとしての利用、平常時における町民や町外からの来訪者への利用提供を行っています。

また、本町における情報伝達手段の一つである、地域コミュニティ通信システム（無線告知システム）についても令和2年度に更新し、災害・緊急時の情報や日常の行政情報を定期的に提供できる体制の維持に努めています。

今後は、Society5.0の社会への対応やコストの負担軽減を図りながら、行政情報・行政手続き等を町民が効率的に利用できるための総合的な行政情報システム整備や環境整備を図り、よりきめ細やかなサービスを提供していく必要があります。

(2) その対策

高度情報化の推進

Society5.0の社会への対応や町民の多様なニーズに対応するため、木城町情報センター主催によるパソコン機器やソフトウェアの操作のための講習会をはじめ、Society5.0の社会実現の中にはGIGAスクール構想も含まれているため、小中学校や教育委員会と連携し、夏季休業期間等に児童生徒向けのパソコン教室やプログラミング教室も計画・実施します。

あわせて、既存の光ファイバ網や公衆無線LAN及び地域コミュニティ通信システムの機器等についても、平常時や災害時でも安心して利用できるよう、計画的に整備や改修等を行います。

また、行政情報システムの運用等については、他自治体との共同利用等による更新・運用経費等の低減の実施、マイナンバー制度導入による個人情報保護の強化のためのセキュリティ対策を引き続き行います。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3. 地域における情報化			
	(1)電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	地域コミュニティ通信システム等保守	木城町
		地域コミュニティ通信システムのデジタル化等	〃
		不感エリア対策・既設機器撤去	〃
		親機操作卓UPS更新	〃

		商用電源更新：中継局・拡声子局	木城町
		電源装置更新：個別受信機	〃
(1)電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設		光送信機故障受付等保守	木城町
		センター設備周辺機器更新:UPS等	〃
		センター設備周辺機器更新:監視用サーバー	〃
		サブセンター設備周辺機器更新:UPS等	〃
(1)電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設		光ファイバ網保守	木城町
(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設		公衆無線LAN環境整備運用保守	木城町
(3)その他		ICT向上推進事業	木城町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町の幹線道路網は、主要地方道である県道東郷西都線・都農綾線・石河内高城高鍋線及び一般県道の木城西都線・木城高鍋線の5路線で構成されています。また、町道は193路線、175,202mで地域産業経済の振興はもとより、社会的活動を支える重要な役割を担っています。

また、東九州の地域活性化の一翼を担う東九州自動車道の北九州－宮崎間の全線開通に伴い、高鍋インターチェンジを利用する本町への来町者や高速利用者の利便性と安全性の確保が重要となっています。

県道都農綾線、木城高鍋線、木城西都線においては朝夕の通勤の車が非常に多く、沿線住民や歩行者の安全確保の整備が必要となっています。また、東郷西都線については山間地域の交通に大きく貢献していますが、石河内から中之又間においては狭隘箇所がまだまだ多く早期整備が求められています。

町道においては、生活道路網として通勤通学者はもとより、農畜産物の生産、輸送等様々なニーズに応えるため利便性や安全性の確保を図りながら計画的に整備を進める必要があります。

町道整備状況

路線数	総延長	改良済	改良率	舗装済	舗装率
本 193	m 175,202	m 122,051	% 69.7	m 155,968	% 89.0

② 橋梁

本町に橋梁は108橋あり、5年に1度の点検結果を基に橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。

これまでの点検の結果、緊急対策が必要と判断される損傷は特にありませんが、鋼橋の腐食や防護柵が現行基準に合致していない等の問題があります。

③ 農道

農業が基幹産業である本町にとって、農業基盤の整備は、農業の振興に欠くことの出来ない状況です。

本町の農地は、平坦部に集中しその中央部を小丸川が貫流しそのサイドに水田と高台地の畑地帯と大きく大別され、その面積816haに対し縦横断して農道網が走っています。農道延長70,440mで耕地1ha当り農道延長86mです。

営農団地の広域化生産流通の大量化、農業の機械化等により農道整備の必要性は年々高まってきています。

農道整備状況

路線数	総延長	改良済	改良率	舗装済	舗装率
本 223	m 70,440	m 61,091	% 86.7	m 61,091	% 86.7

④ 林道

本町の林野面積は、12,181haでそのうち国有林8,201ha、民有林3,979haです。

民有林は、人工林1,457ha・天然林等2,290ha、竹林109ha・その他123haであり林業経営の近代化や

造林・下刈・除間伐等の育林作業の効率化を図る上で、大きな役割を果たす林道作業路の開設等を積極的に推進しています。

その結果、林道総延長 14,154m、作業路路線の延長 36,608mとなっています。

今後は、林業生産性の向上、省力化及び林地の適正な管理を図るため、自然環境の保全に十分配慮しながら、林道及び作業路の計画的な開設整備を図る必要があります。

林道整備状況

種別	路線数	総延長	舗装済延長	舗装率
	本	m	m	%
幹線林道	2	9,084	9,084	100.0
普通林道	3	5,070	1,758	34.7
計	5	14,154	10,842	76.6

⑤ 公共交通

本町における公共交通機関として、地域間幹線系統（宮崎交道路線バス）が1路線運行しているものの、当該路線については年々利用率が低下しています。加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令等によって、さらに利用者は激減しており、バス事業の存続そのものが極めて苦しい状況となっています。運行事業者・国・県・関係自治体と協調した路線バス維持のための取組が今後ますます求められています。

また、自家有償運送にて町営バスを町内3路線にて運行しているが、主に小中学生の通学手段としての側面が強く、運行ダイヤに偏りがあることから、町民全体の積極的な利用にはつながっていません。そのような状況から、平成30年に行った町民アンケートにおいて、公共交通機関の便利さ・満足度の項目において、満足度がわずか5.9%と非常に低い状況です。

そのような状況を踏まえ、高齢者を中心とした交通弱者が生涯安心して住み続けられる公共交通網の再構築のための施策として、令和元年10月からデマンド型の乗合タクシーを運行開始し、町民の日常の足として一定の効果を上げています。

(2) その対策

① 道路

(県道)

東九州自動車道の北九州一宮崎間の開通により、広域的な交通アクセスの向上に向け、高速道路へのアクセス性の向上と安全性を確保するために、石河内高城高鍋線・都農綾線の早期整備に向けて関係機関に働きかけていきます。

東郷西都線については、石河内までの整備が進み利用者の交通の確保と、地域振興に寄与していますが、石河内から中之又間は、年次的に整備が行われているものの、幅員が狭く大型車の通行や離合に支障をきたしている区間が依然として多い状況にあり、広域観光ルートとしても期待されている路線であるため、関係機関に早期整備を強く働きかけていきます。

県道都農綾線、木城高鍋線及び木城西都線については、通勤や通学など自転車歩行者の安全を確保するため、高城橋の歩道設置及び各路線の歩道整備、安全施設の整備を強く働きかけていきます。

(町道)

町道については、自転車歩行者の多い幹線道路の整備を重点的に進め、利用者の安全確保に寄与してきましたが、引続き中心部周辺の歩道整備及び安全施設の設置を計画的に実施します。

道路維持管理については、舗装の老朽化により通行に支障をきたしている路線の舗装補修や維持管理を重点的に行います。

また、道路環境整備については、官民が一体となり、沿道修景・美化活動を実施します。

② 橋梁

5年に1度の点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を随時更新して、計画に応じた補修工事を行います。

③ 農道

農道は、幹線農道の整備率は比較的高いものの、今後は流通体系や農業従事者の高齢化対策を踏まえ農業形態を考慮した整備を図るとともに、支線農道の未整備路線の整備を国庫補助事業及び県単補助事業等により整備を図ります。

④ 林道

幹線林道が開通したことにより、広域の林道網が形成されました。今後は輸送力の向上、運行の安全を図るために、改修及び維持管理等を実施します。

⑤ 公共交通

地域間幹線系統（路線バス）の運行支援を継続して行いながら、運行事業者・県・関係市町と連携のうえ路線バスの利用率向上や再編を含めたバス路線の最適化のための取組を実施し、広域的な移動手段の確保を図ります。

既存の町営バスについては、路線ごとにその運行効果を十分に検討し、運行効率の高い路線における更なる利便性の向上と、運行効率の低い路線における新たな移動手段の確保を図るなど、地域の実情に即した地域公共交通網の確立を図ります。

現在運行しているデマンド型の乗合タクシーについて、町民のニーズを的確に把握しながら利便性の向上を図り、高齢者や子ども等の交通弱者の日常生活に不可欠な交通手段としての確立を図ります。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4. 交通施設の整備、交通手段の確保			
	(1)市町村道 道路	百合野似り線改良舗装 L=800m W=7m	木城町
		出店北線改良舗装 L=140m W=6m	〃
		中川原田畑線改良舗装 L=400m W=7m	〃
		町下鶴線改良舗装 L=150m W=5m	〃
		田神線改良舗装 L=250m W=7m	〃
		田畑比木線改良舗装 L=350m W=7m	〃
		在1号線改良舗装 L=300m W=5m	〃

	出店比木線改良舗装 L=150m W=7m	〃
	川原3号線改良舗装 L=480m W=4m	〃
	下鶴3号線改良舗装 L=200m W=4m	〃
	中川原岩瀨線歩道改良舗装 L=250m W=3m	〃
	岩瀨中島線改良舗装 L=320m W=5m	〃
	比木中原線改良舗装 L=3,300m W=7m	〃
	板谷1号線改良舗装 L=1,000m W=4m	〃
	寺山線改良舗装 L=160m W=5m	〃
	川原2号線改良舗装 L=350m W=4m	〃
	萱久保線改良舗装 L=350m W=5m	〃
	中川原重木線改良舗装 L=390m W=5m	〃
	仁君谷駄留線改良舗装 L=570m W=7m	〃
	出店中樞木線改良舗装 L=370m W=5m	〃
	四日市重木3号線改良舗装 L=360m W=5m	〃
	城山小坪線改良舗装 L=150m W=6m	〃
	出店北池田線改良舗装 L=280m W=6m	〃
	櫛野1号線改良舗装 L=300m W=5m	〃
	櫛野榎線改良舗装 L=200m W=5m	〃
	溜水田神線舗装 L=800m W=7m	〃
	中川原四日市線舗装 L=380m W=6m	〃
	四日市重木2号線舗装 L=550m W=4m	〃
	田崎1号線舗装 L=330m W=4m	〃
	比木原小並原舗装 L=600m W=7m	〃
	中川原岩瀨線舗装 L=300m W=7m	〃
	岩瀨堤線舗装 L=300m W=7m	〃
	百合野櫛野線舗装 L=300m W=5m	〃
(1)市町村道 橋りょう	橋梁点検	木城町
	橋梁補修	〃
(1)市町村道 その他	町道区画線・ガードレール設置工事	木城町
(2)農道	下鶴耕地8号線改良 L=125m W=2.5m	木城町
	下鶴耕地9号線改良 L=125m W=2.5m	〃
	小坪耕地6号線舗装 L=85m W=2.5m	〃
	小坪耕地7号線舗装 L=80m W=2.5m	〃
	比木耕地2号線舗装 L=400m W=3.0m	〃
	似り台地3号線舗装 L=280m W=2.5m	〃
	陣之内台地4号線舗装 L=160m W=2.5m	〃
	田神耕地4号線舗装 L=460m W=2.5m	〃
	田神耕地5号線舗装 L=80m W=2.5m	〃
	仁君谷耕地1号線舗装 L=80m W=2.5m	〃

		高城耕地 14 号線舗装 L=180m W=2.5m	〃
		駄留耕地 2 号線舗装 L=130m W=2.5m	〃
		石河内本村耕地 3 号線 L=100m W=2.5m	〃
		石河内本村耕地 2 号線 L=100m W=2.5m	〃
	(3)林 道	林道橋点検	木城町
		トンネル点検	〃
		中之又吐合線舗装	〃
	(10)その他	町営バス運行事業	木城町
		乗合タクシー運行事業	〃
		生活路線バス運行補助事業	運行事業者

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

中央、川原、石河内地区簡易水道の整備により、計画区域の大部分で給水を行うことができるようになりました。しかしながら、給水人口が最大の中央地区は施設整備から 35 年が経過し、施設の老朽化による更新が必要な状況です。危機管理面からは、小丸川の右岸側に新たな水道施設の整備を行い、災害時にも安定した水道水を供給することが重要な課題です。

また、一部地域にある小規模な飲料水供給施設、井戸等小規模自家用水源については、少人数、もしくは個人での運営のため、施設、水質の適正な管理が難しい状況です。

② 下水処理施設

近年、下水処理施設の普及に併せ、自然環境保全への住民意識の向上により、河川水質等改善傾向にあります。しかし、未だ下水処理施設未整備区域では、環境対策に併せ住環境の整備が急がれています。

各区域における本町の生活排水処理は、町中心部における特定環境保全公共下水道（公共下水道）と公共下水道区域外の合併処理浄化槽で行っており、令和 2 年度の汚水処理人口普及率は 88.8%と高くなっています。

公共下水道施設の木城浄化センターは、供用開始から 17 年が経過しており順次、計画的な更新を行う必要があります。

今後も、河川等の浄化を進め町民生活環境の質的な向上を図り、快適な暮らしを守るための生活排水対策の方向性を示し、計画的な生活排水対策が必要です。

③ 廃棄物総合処理

今日の廃棄物処理は、ごみ発生量の増大及び質的な多様化、廃棄物処理に対する住民の認識とニーズの高まり等を背景に、ごみの適正処理を推進し、リサイクルの促進等によるごみの再資源化といった社会的要請にこたえるための社会基盤を構築する役割を果たすことが求められています。

宮崎県においては、平成 11 年 3 月に策定された「宮崎県ごみ処理広域化計画」により、県内を 6 グループに分け焼却施設を集約化することにより、適切なゴミ処理を行っています。

本町においても、木城町一般廃棄物処理計画に基づき、可燃ごみについては、平成 17 年 6 月よりエコクリーンプラザみやざきにおいて、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみについては、西都児湯クリーンセンターにおいて処理を行っています。

④ 消防

少子高齢化や過疎化による消防団員数の減少に加えて、各世帯の生活様式（就業形態）の変化により、町外在勤者が増加したことで、非常時に対する出動可能団員の確保が困難な時間帯が発生する状況となっており、日中における消防組織力の低下が懸念されています。

このため、円滑な消防活動を維持するため、現状に即した出動態勢の構築に加えて、常備消防となる宮崎県東児湯消防組合との連携を強化することで、消防組織力の強化を推進する必要があります。

⑤ 公営住宅

住宅は人々が健全な生活を営む上で欠かせないものであり、日常生活における利便性、快適性といった居住環境の整備は、人口定住促進等、町づくりの視点からも重要です。

本町の町営住宅は、公営住宅 188 戸、特定公共賃貸住宅 40 戸、一般住宅 35 戸、山村定住住宅 1 戸の合計 264 戸の町営住宅を所有しています。入居状況については、公営住宅は適正に推移していますが、特定公共賃貸住宅は空家が多くなっており、一般住宅は満室の状況が続いています。

また、既存の町営住宅には建築年度が古く、老朽化の進んだ住宅が多く、計画的な建替え及び修繕を行う必要があります。

(別表 1) 町営住宅の整備状況

種類	住宅名	構造	建築年度	戸数
公営住宅	中之又住宅	簡易耐火平屋	昭 38	4
	石河内住宅	〃	昭 54	4
	池田住宅	〃	昭 41	20
	〃	〃	昭 54	4
	〃	〃	昭 55	5
	中河原住宅	〃	昭 47	20
	〃	〃	昭 48	12
	〃	〃	昭 50	16
	〃	中層耐火 4 階	昭 58	16
	高城住宅	簡易耐火平屋	昭 51	20
	〃	〃	昭 52	20
	〃	〃	昭 53	13
	向河原住宅	〃	昭 54	12
	〃	〃	昭 55	12
	中島住宅	木造平屋	昭 61	6
	〃	木造 2 階	昭 61	4
一般住宅	立山住宅	木造平屋	平 4	3
	〃	〃	平 5	2
	〃	〃	平 24	3
	出店住宅	〃	昭 52	2
	池田北団地	〃	平 23	4
	池田団地	〃	平 25	4
	向河原団地	〃	平 21	6
	〃	〃	平 22	8
	四日市団地	〃	平 26	3
山村定住住宅	中八重住宅	木造平屋	平 16	1
特定公共賃貸住宅	リバーサイドコスモス住宅	中層耐火 4 階	平 7	20
	岸立団地	〃	平 14	20
合計				264

(2) その対策

① 水道施設

漏水防止と、給水水圧向上のために、老朽管及び小口径管の計画的な布設替えを行います。施工については、経費節減を図るために、道路改良工事等との同時施工を行います。

また、中央地区については、危機管理面からも新たな水源の確保を図るとともに、岸立水源地の電気設備の更新時期をむかえており、計画的に更新、整備を行います。

② 下水処理施設

下水道施設については、平成23年度には管路整備が全て完了しており、令和2年度末の接続率も95.8%を超えています。更なる下水道への加入促進を図ります。

また、それ以外の地域については、積極的に浄化槽の設置事業を推進し、自然環境の改善を図りながら生活環境の向上に努めます。

③ 廃棄物総合処理

宮崎県ごみ処理広域化計画及び木城町一般廃棄物処理計画に基づき、各施設の整備を進め、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

ごみ量の減少及び資源化については、行政のみならず住民及び事業者が一体となり、循環型社会の形成に向けて、4R(リフューズ(ごみとなるものは買わない、断る)・リデュース(廃棄物の減量)・リユース(不要物の工夫による再利用)・リサイクル(資源としての再利用))と廃棄物の適正処理を推進するために広報・地域座談会等の活用により、意識の高揚を目指すとともに、町内各自治公民館に環境指導員をおき、地域のごみ分別の適正処理及び環境美化に自ら積極的に実践していけるよう啓発活動に努めます。

④ 消防

出勤可能団員が限られた時間帯でも、様々な災害対応が可能となる体制を構築するため、防災意識の高揚を含めた実質的・効果的な訓練を繰り返し行うことで、個々の消防団員の育成強化を図ります。また、団幹部を対象とした各種研修を活用し、指導力や災害対応に関する知識を習得することで、防災に対する消防組織力全体の強化を推進します。

団員確保についても行政や地元住民との連携を強化し、入団に対する勧誘活動を精力的に実施します。

更に、消防資機材の現有状況や地域の特性を考慮しながら、年次計画的に適正配備を推進し、資機材の増強、更新を図っていきます。

⑤ 公営住宅

老朽化している町営住宅については、内外部の修繕による居住環境の向上、改善及び耐震性の調査を行います。また、町営住宅の建替えについては、耐震性及び老朽化等を勘案し、他の町営住宅の空き状況及び周辺の民間住宅の動向を見ながら検討していきます。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5. 生活環境の整備			
	(1)水道施設 簡易水道	第2水源整備事業	木城町
		簡易水道施設機械設備更新事業	〃
		公営企業会計法適化事務支援事業	〃
		公営企業会計法適化システム導入事業	〃
		配水管布設替工事	〃
	(1)水道施設 その他	中之又地区水道管理組合運営事業補助金	管理組合
		石河内本村地区水道管理組合運営補助金	〃

	中之又地区水道施設改修事業	木城町
	石河内本村地区水道施設改修事業	〃
	柙ヶ八重地区水道施設改修事業	〃
	春山地区水道施設改修事業	〃
	自家用飲料水施設設置補助事業	〃
(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道施設機械設備更新事業(管渠含む)	木城町
	公共下水道事業	〃
	公営企業会計法適化事務支援事業	〃
	公営企業会計法適化システム導入事業	〃
(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	木城町
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	エコクリーンプラザみやざき整備事業及び西都児湯クリーンセンター整備事業負担金(葬祭場分を除く)	木城町
(4) 火葬場	西都児湯クリーンセンター整備事業負担金(葬祭場分)	木城町
(5) 消防施設	6部消防機庫建替事業	木城町
	本部消防車購入事業	〃
(6) 公営住宅	岸立団地塗装事業	木城町
	出店住宅解体事業(1戸)	〃
	池田住宅建替事業(20戸→10戸)	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 住民の健康管理体制の充実

団塊世代の多くが後期高齢者の年齢に達し、医療や介護など社会保障費のさらなる増加が懸念されます。

早世・介護の原因となる疾病（がん・脳卒中・心疾患など）の発症・重症化予防事業を効果的に行うためには、保健事業（保険事業）と介護予防（介護保険）の一体的な実施が必要です。

母子保健については、子育て環境の変化に対応するため、妊娠期から子育て期にわたって関係機関との包括的な実施が必要です。

また住民の福祉と健康増進の拠点施設である福祉・保健センターについては、老朽化が進んでいるため、施設の再点検を行い、その機能の維持強化を図る必要があります。

② 高齢者福祉の充実

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の老年人口の比率）は、年々増加する傾向にあり、令和元年10月1日現在住民基本台帳人口によると36.3%に達し、県平均の32.2%を上回っています。それに比例して、介護を要する高齢者も増加傾向にあります。

このため、すべての高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが継続できるよう、「住まい」、「介護予防・生活支援」、「医療・看護、介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化・推進が重要となります。本町では、地域包括支援センターが中心となって、さまざまな支援・相談・介護予防事業等を実施しています。

ア) 高齢者の健康づくり

関係機関と地域の協力を得ながら実態把握を行い、心のケアと介護予防のための健康づくりの取り組みを地域ボランティアと連携し実施する必要があります。

イ) 在宅福祉サービスの充実

在宅での生活・介護の不安の緩和につながる心のケアと介護予防支援のほか生活支援等の取組により、安心して暮らせる在宅福祉サービスの向上が望まれます。

ウ) 福祉施設整備

高齢者人口の増加とともに、今後認知症高齢者も増加していくことが見込まれます。地域とのコミュニケーションを図りながら高齢者を支える施設整備に努める必要があります。また、福祉事業所をはじめとした関係機関と連携し、認知症対策に取り組む必要があります。

(別表2) 高齢人口の状況

(単位：人、%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	5,727	5,759	5,531	5,177	5,231
65歳以上	1,213	1,380	1,508	1,571	1,748
高齢者比率	21.2	24.0	27.3	30.3	33.4

③ 児童福祉の充実

共働き世帯の増加により、0歳児以外のほとんどの就学前児童が保育園等に入所している状況となっており、今後も保育ニーズは高い状況が続く見込みです。令和4年度以降、就学前児童数が大幅に減少する見込みですが、令和2年度に町内に認定こども園が開設し、多様な保育サービスのニーズに対応することができるようになりましたので、今後も待機児童ゼロを継続しつつ、保護者の保育ニーズを的確に把握し、質の高い特色ある保育を推進していきます。

また、病児の保育に対するニーズに対応するため、令和3年度に病児・病後児保育施設を整備し、子育てしやすい町づくりを推進します。

併せて、児童館等の子育て支援機能を有する施設についても施設整備による機能の強化に努めます。

(別表3) 保育所の現況

(単位：人)

区分	定員	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	計	備考
入所児童数	240	5	61	39	99	204	
内訳	めばえ保育園	110	0	29	20	50	99 公立
	どんぐり保育園	70	3	15	14	29	61 法人
	のゆり幼児園	60	2	17	5	20	44 法人(令和元年度までは管外委託)

(令和3年4月1日現在)

④ 障がい者福祉

「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を基軸にした理念とともに、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行い、また障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を進める取組みが必要です。

このためには、バリアフリー化というまちづくりに加え、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、誰もが支え合い、安心して暮らし、元気に活動できる社会づくりを構築しなければなりません。

(2) その対策

① 住民の健康管理体制の充実

高齢者の介護予防、働き世代の早世・介護予防については、各種がん検診・特定健診・若年者健診・後期高齢者基本健診を行い、疾病の早期発見、生活習慣病の発症予防や重症化予防を目的とした啓発や保健指導などの保健事業を関係機関(保険や介護)と連携しながら行います。また、老朽化が進む福祉・保健センターは、住民の福祉増進の拠点施設であるため、施設整備による機能の維持強化に努めます。

② 高齢者福祉の充実

ア) 高齢者の健康づくり

いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう健康づくりへの関心を促すため、地域包括支援センターを中心に、高齢者に対して、相談・権利擁護の支援のほか、介護予防教室の実施や生きがいづくりと社会参加の促進について地域と連携し、閉じこもり防止、生活習慣病予防、寝たきり予防、認知症予防に向けた取組みを行います。

イ) 在宅福祉サービスの充実

在宅でできる限り自立した生活を送ることができるよう、高齢者やその家族の意思を尊重し、介護予防・地域支え合い事業を積極的に推進し、食生活の改善や健康増進等の支援などきめ細やかなサー

ビスを提供していきます。

今後、増加していくことが見込まれる認知症高齢者対策として、地域住民が認知症について正しく理解し、見守りをはじめとした支援が町ぐるみでできるよう、地域密着型事業所を中心としたネットワークづくりをし、支援対策に取り組んでいきます。

ウ) 福祉施設整備

介護サービスの地域間格差を是正するために、中之又・石河内の総合福祉センターを活用し、介護予防教室の実施など高齢者を支えていく体制づくりに努めます。民間を含む既存の福祉施設について感染症や自然災害に対応可能な、整備・体制の充実を図ります。

③ 児童福祉の充実

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が時代とともに大きく変化しています。そのような状況のなか、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感等により児童虐待や子どもとの関係の欠如により青少年期に問題行動を起こす子どもが増加傾向にあります。このため、令和5年度を目途に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育てについて気軽に相談できる体制を整備します。

また、町内の保育需要を的確に把握し保育ニーズに合った保育が出来るように、管内での保育の受入れ拡大を図るとともに、病児・病後児保育施設を整備し、特色ある充実した保育に取り組みます。

児童の受け皿となっている児童館については老朽化しているため、建て替えを検討します。

④ 障がい者福祉

平成29年度に策定した木城町障がい者計画及び令和2年度に策定した第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき計画的な推進を図ります。

広報きじょう・無線告知システム等の活用や、各種イベントの開催、「障がい者週間」・「知的障がい者福祉月間」・「障がい者雇用促進月間」等、町民に広く参加を呼びかけて、障がい者に対する正しい理解、認識を深めるとともにボランティア活動を推進します。

また、障害者就労施設等からの物品等調達を促進するなどの工賃向上計画を毎年策定し、障がい者の工賃向上に努めます。

医療機関との連携を図り、乳幼児健康診査等による病気の早期発見体制や障がい児の保護者に対する支援体制の整備を図ります。

障がい者の社会参加の機会を確保するために、公共施設等のバリアフリー化を促進し、地域活動・文化活動・スポーツ、レクリエーション活動などへの参加機会の拡充に努めます。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの種別・程度・年齢に応じた保健・医療・福祉・教育・就労などの支援に努めます。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
	(1) 児童福祉施設 保育所	保育料軽減事業	木城町
		めばえ保育園ICT化推進事業	〃
		病児・病後児施設整備事業	〃

(1)児童福祉施設 児童館	椎木児童館建替工事	木城町
(3)高齢者福祉施設 その他	高齢者健康保険事業(湯らら割引)	木城町
	高齢者生活支援事業	〃
(4)介護老人保健施設	介護予防事業	木城町
	包括的支援・任意事業	〃
	外出支援サービス事業	〃
	要介護高齢者等介護手当事業	〃
(5)障害者福祉施設 障害者支援施設	重度心身障害者医療費助成事業	木城町
	重度心身障害福祉手当支給事業	〃
(9)その他	定住促進奨励金事業(出産祝・就学祝)	木城町
	乳幼児・児童生徒医療費助成事業	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療保健施設の整備

本町の医療施設は、町の中心部(平坦部)に1箇所しかなく、山間部の住民は特に不便を強いられています。第5次木城町総合計画(後期基本計画)策定時における町民アンケートにおいても、「医療体制の充実度」の項目は最も重要度が高く、地域医療の確保・充実は喫緊の課題です。

これまで、へき地医療対策として、石河内・中之又地域における出張診療を実施し、医療過疎地域の解消を図ってきましたが、それらの施策は継続しながら、町内の医療体制維持のため、医師を確保する必要があります。

(2) その対策

① 医療保健施設の整備

本町の医療施設は、町の中心部(平坦部)に1箇所しかありません。本町の医療体制を維持するため、医師の確保に取り組みます。

また、交通の便の悪い山間部に居住して、医療過疎地になっている住民の健康を守ることが必要なため、町が中之又へき地出張診療所・石河内へき地出張診療所を開設し、安定した医療の確保に努めます。出張診療を実施していない週は、乗り合いタクシー等を活用して、定期的な診療や検査が行える体制を整え、町民が安心して暮らせるよう医療体制の向上を目指します。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7. 医療の確保			
	(1) 診療施設 診療所	木城クリニック運営事業	民間法人
		へき地出張診療所運営事業	木城町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

ア) 教育内容の充実

学校教育は、社会教育とともに教育行政の基本となるものであり、今日の変化の激しい社会に主体的に対応し、よりよく問題を解決する能力や、健康で豊かな人間性を身につけた児童生徒を育成する重要な役割を担っています。本町の小学校1校、中学校1校の児童生徒の動態は、別表4のとおり木城小学校、木城中学校とも平成27年度より増加傾向ですが、今後については減少していくことが予想されます。

これまで、小中学校においても十分な連携をとり、一人ひとりの学力を的確に把握し、学力向上サポーター制度を利用しながら、学力の向上に努めてきました。しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるためには、小中学校の教育を別々に行うのではなく、義務教育9年間で一貫した教育体制の確立や、地域住民等と協力した地域総がかりでの教育の実現を図ることが必要となります。

(別表4) 児童生徒数の現況

(単位：人、%、クラス)

学校名	学級数	教職員数	A 平成22年度	B 平成27年度	C 令和2年度	増減率 B/A	増減率 C/A
木城小学校	14	26	248	268	331	108.1	133.5
石河内小学校	0	0	7	0	0	0.0	0.0
木城中学校	7	19	178	142	146	79.8	82.0
小中学校計	21	45	433	410	477	94.7	110.2

(令和2年5月1日現在)

イ) 環境整備

学校施設について、木城小学校は、昭和38年建築と43年建築の鉄筋コンクリート2階建て校舎が、50年以上を経過しております。また講堂については、平成22年度に改築を行っています。木城中学校も、昭和45年から46年にかけて建築した鉄筋コンクリート3階建て校舎が50年を経過しようとしており、小中学校を教育環境に適した教室数やバリアフリー対応などを考慮した施設一体型の義務教育学校へ移行するため、令和3年度から施設一体型の新校舎を建設し、教育環境の整備を行うこととしております。

学力向上サポーターや特別支援教育サポーターについては、個に応じた指導體制の確立のために引き続き実施をしながら、併せて、ふるさと教育・キャリア教育・外国語教育・ICT教育の推進を図り、総合的な学校教育環境の充実を進めていく必要があります。

学校給食は、心身ともに健全な児童生徒の育成と、栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣が図られるように努めています。給食センターは、昭和41年に学校給食共同調理場が開設され、平成元年に改築し、年次的に内部施設の改修整備を図っています。

教職員住宅については、5戸保有しており、室内のリフォームや部分補修で維持管理を図っています。

また、高校、大学等の教育が受けられるための育英事業として、昭和28年から育英資金貸与を開始し、経済的理由により修学が困難な者に対して資金の貸付を行い、進学促進及び学業の継続の支援に努めています。今後とも、保護者の教育費負担の軽減と学生・生徒の教育機会の確保に努め、地

域の後継者として有能な人材を育成するため本制度の存続を図る必要があります。

② 社会教育

本町の特性を培っている歴史と未来がふれあう生きがいのある町づくりの基本としての、人間性豊かな心を育て、地域社会を発展向上させるため生涯学習の推進と、町民の誰もが生涯を通じて気軽にスポーツ・レクリエーションあるいは健康維持・増進のための活動を楽しめるような生涯スポーツの振興及び将来にわたる地域振興の担い手である、青少年の健全育成が求められています。

生涯学習の観点から、急激な社会の変化に応じて、生涯にわたり生きがいのある、個性豊かな生き方をすることが望まれるとともに、ライフステージに応じて、その生活課題のための多様な学習の場の提供が求められています。本町では、町民の主体的な生涯学習活動を促進するため、自身や家庭に活かすことのできる内容の生涯学習講座等を開催するとともに、各種団体や生涯学習情報紙「いぶき」等を通じて自主学習グループの情報提供を図っています。生涯学習の拠点となる総合交流センターについては、社会情勢の急激な変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズを的確に把握したうえで整備充実を図りながら、引き続き各種団体の育成・支援及び情報提供に努めていく必要があります。

生涯スポーツの観点からは、スポーツ・レクリエーションを通じて、健康な心身を保持・増進するとともに、人との交流や連帯を深め、社会人としての規範を身につけ、健康的で明るい家庭や社会づくりをすることが求められています。そのため、町民がスポーツを身近に親しみ、健康増進はもとより体育振興を図る上からも、今後、各施設の整備充実と同時に指導体制の確立が必要です。

青少年育成においては、青少年に関わる組織等の代表者で構成される青少年育成町民会議を組織し、青少年の問題解決等について取り組んでいます。また、木城っ子安全守る隊・応援隊を編成し、地域や学校活動を支援するとともに、夏休み子ども教室等の各種体験活動を実施し、青少年の自主性や協調性を育んできました。今後も、これらの組織を中心に学校組織とも連携しながら児童生徒の安全確保・青少年健全育成の取組を進める必要があります。

(2) その対策

① 学校教育

ア) 学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、引き続き学力向上サポーターや特別支援教育サポーターを活用した個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。

また、児童・生徒の健康管理体制や相談体制の充実など、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。さらに、保育園、小中学校等との連携を深め、より行き届いた教育の充実を図ります。

教職員の授業力向上や個々の課題解決に向け、県教育委員会と連携した学校支援チームによる学校訪問や指導主事等の派遣を実施し、校内研修の改善を支援します。また、研修機会の充実のため、町内教職員研修会や県教育委員会等が実施する校外研修に教職員を派遣します。

イ) 義務教育学校への移行

複雑化・多様化している学校現場の課題を解決し、教育活動を更に充実させるため、小中学校を義務教育学校へ移行します。また、地域と一体となった学校運営を実現するため、学校運営協議会（コミュニティスクール）を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

ウ) 学校教育関連施設設備の整備・充実

令和5年度の義務教育学校開校に向け、小中学校の本校舎を教育環境に適した教室数やバリアフリー対応などを考慮した施設一体型の新校舎を建設します。

老朽化した学校教育関連施設設備の修繕・更新を適宜行いながら、ICT教育推進の為の施設・備品整備など、時代の変化に対応した教育内容の充実のための取組を進め、安全・安心で充実した学習・生活環境の確保に努めます。

エ) 学校給食の充実

学校給食の充実・施設の整備に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

② 社会教育

ア) 生涯学習拠点の充実

生涯学習活動の拠点となる総合交流センターの充実とともに、利用者の施設環境を整備し、学習機運の高揚に努めます。また、図書室については、子どもから高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者の目的やニーズに合った蔵書整備や利用しやすい読書環境の整備の充実を目指します。

イ) 生涯学習事業の推進

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、生涯学習講座、女性・高齢者講座等あらゆる学習機会の提供と魅力ある学習内容の充実を努め、生涯学習事業の推進を図ります。

ウ) 自主学習サークル団体等の活動支援

様々な分野における生涯学習指導者の育成・確保に努めるとともに、生涯学習人材バンク「かがやき人」登録の呼びかけ、活動への支援、社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を促進します。また、学習の成果をまちづくり、人づくりに活かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

エ) 社会体育施設の整備充実・有効活用

既存の社会体育施設等について、利用ニーズに即した整備充実を進めていくとともに、管理運営体制の整備、施設の有効活用に努めます。

オ) 生涯スポーツの普及促進

町民の健康増進を図るため、スポーツ推進委員と連携して、スポーツに関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供に努め、町民のスポーツへの関心を高めていきます。

カ) スポーツ団体、指導者の育成

スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。

キ) 青少年の健全育成

子ども会、ジュニアリーダークラブ等における体験・交流活動、ボランティア・地域活動等の充実に努めます。また、青少年育成町民会議への支援と「木城っ子安全守る隊・応援隊」の登録者を募り、

学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成のための取組を推進します。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8. 教育の振興			
(1) 学校教育関連施設 校舎	義務教育学校新校舎建築工事	木城町	
	義務教育学校自家発電設備工事	〃	
	義務教育学校太陽光発電設備工事	〃	
	義務教育学校LAN整備工事	〃	
	義務教育学校施工管理	〃	
	小・中学校施設解体撤去工事	〃	
(1) 学校教育関連施設 屋内運動場	小学校講堂空調整備工事	木城町	
	中学校体育館空調整備工事	〃	
	中学校体育館屋根改修工事	〃	
(1) 学校教育関連施設 屋外運動場	義務教育学校グラウンド整備事業	木城町	
(1) 学校教育関連施設 給食施設	小中学校児童生徒学校給食費助成事業	木城町	
	地産地消推進学校給食食材提供事業	木城町	
(1) 学校教育関連施設 その他	義務教育学校防災広場整備事業	木城町	
	学力向上サポーター事業	〃	
	夢先生プロジェクト(ユメセン)事業	〃	
	小中学校修学旅行費助成事業	〃	
	中学校柔道着購入費助成事業	〃	
	コミュニティースクール運営事業	協議会	
	学校図書室司書配置事業	木城町	
(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	木城町体育館空調整備工事	木城町	
(5) その他	生涯学習推進協議会補助金	協議会	
	木城町子どもスキー体験事業	木城町	
	中学生海外派遣交流事業	〃	
	図書室図書購入事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落の整備としては、これまで、町道や農道の整備、集会施設の整備、生活環境の整備等によって集落機能を高めてきました。これらの整備事業については必要に応じて今後も継続して実施する必要があります。近年自治公民館については、加入者の高齢化や若い世代の未加入、生活様式の都市化や多様化を要因としたコミュニティの希薄化により、自治公民館活動の維持が難しくなっている状況があり、地域の活力を低下させ、地域における「共助」の機能が低下傾向にあります。特に山間部においては、人口の減少や高齢化が大きく進み、本来集落が果たしてきた生活機能の維持が困難になりつつある地域があります。

また、令和2年度に町内空家の実態調査を実施し、町内に約100棟の空家が存在することが判明し、適切な管理が行われていない空家が、今後防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。空家対策に向けた基本的な方針の策定及び総合的な空家対策が求められています。

過疎化が進む中で自立していくには、集落の現状と課題をしっかりと見つめなおし、そこに暮らす住民の要望・意見を十分に尊重し、集落環境の維持・存続のための施策をしっかりと講じていく必要があります。

(2) その対策

各集落の自治公民館施設については、地域コミュニティ活動の拠点施設としてその機能を維持・向上を図ります。

町民活動の基本である自治公民館と行政とのパイプ的な役割を担う地域担当職員制度を継続して実施し、情報の共有・伝達をはじめとする支援を図り、集落機能の充実と活性化のため、町民と行政による協働のまちづくりを推進します。また、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有する者を「集落支援員」として活用するなど、外部からの支援活動制度の積極的活用を検討するなど、施設整備のみではなく地域コミュニティ全体の目配りと支援を強化していきます。

近年人口減少・高齢化等により停滞する各自治公民館活動について、自治公民館の活動を支援する為のNPO法人を立ち上げることで、住民自らによる地域課題解決のための活動支援を行い、集落活動の活性化による持続可能な地域創生を図ります。

「空家等対策計画」を策定することにより、本町の空家対策の方針を示すとともに、管理不全な空家の解消による生活環境の維持、及び空家の利活用の促進による地域活性化を併せて推進することとします。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9. 集落の整備			
	(1) 過疎地域集落再編整備	空家利活用推進事業(地域活性化型)	木城町
		空家対策計画策定	〃
		自治公民館連絡協議会補助金	協議会
		自治公民館運営補助金	自治公民館
		公民館整備(コミュニティ助成事業)	〃
		自治公民館新・改・増築補助	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町では、児童・生徒が優れた文化・芸術にふれ合う機会をつくるため、町内の小中学生を対象とし、生演奏等の文化・芸術の鑑賞の場を提供しています。また、総合交流センターでは、毎年子ども・高齢者・一般向けと各世代が楽しめるように、映画上映や生演奏等のホール自主事業を開催するとともに、町民の文化・芸術活動が行える機会や場の提供、発表会等の開催に努めています。しかし、文化・芸術活動への参加者数の減少がみられ、今後は、総合交流センターを中心として、世代を問わず誰もが気軽に文化・芸術を楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

本町には、国登録有形文化財である石井記念友愛社「静養館」「方舟館」をはじめとして、有形・無形を問わず、多くの文化財があります。文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域住民のかけがえのない財産であり、その保存と有効活用を推進する必要があります。

今後も、総合交流センターの資料展示室における文化財資料の展示活用、高城合戦関連の講座開催、伝統芸能の保存伝承、日向新しき村に位置する武者小路実篤記念館及び関連する町内の文学碑等を活用したその理念等にふれる場の提供など、適切な保存・活用に努め、町内外の多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

木城町文化協会の支援に努めるとともに、町民の文化芸術活動が行える場の提供により、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。また、質の高い絵本文化の拠点としての役割が充実している木城えほんの郷の活動を引き続き学校や保育園等での教育にも活かしていくとともに、絵本文化の情報発信も積極的に行ないます。

年間を通して、総合交流センターリバリスホールを活用し、町民の年代やニーズに応じた質の高い音楽・演劇等の文化イベントの開催の機会を確保します。

また、本町の歴史・文化拠点として、総合交流センターの資料展示室の整備充実と活用を図るとともに、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場の充実を図ります。

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財等についても、積極的にその保存・活用に努めます。また、地域文化の理解を深めるため、町内文化財における普及啓発活動や講座、展示等を通じ、文化財に対する町民の意識の向上と生涯学習における文化財の活用を図ります。

また、九州の関ヶ原として評価される高城合戦についての講座を定期的に開催し、町民の興味・関心を高めるとともに、史跡の調査研究及び保存活用を検討します。

本町にゆかりのある福祉の父と言われる石井十次の精神や広谷用水路の造営に努めた山口弘康の功績、日向新しき村を開設した武者小路実篤等、郷土の偉人を顕彰し、学校教育・社会教育への活用も行い、次世代に継承していきます。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10. 地域文化の振興等			
	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	総合交流センターホールイベント業務委託	木城町
		総合交流センター資料展示室管理事業	〃

		高城合戦関連書籍作成業務委託	〃
		高城城跡基準点測量業務委託	〃
		木城町文化財保存振興補助金	〃
	(1)地域文化振興施設等 その他	木城えほんの郷絵本購入事業	木城町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化などの環境問題への対応として、環境負荷の少ない生活スタイルへの転換、再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した低炭素・循環型社会、自然共生社会の実現に向けた具体的な取り組みが求められており、本町においても、緑豊かな自然を後世に引き継ぐため、環境問題に対して真摯に取り組むことが求められています。

(2) その対策

環境への負荷軽減を図るため、太陽光発電設備の公共施設等への積極的な設置を図り、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1 1.	再生可能エネルギーの利用の推進		
	(1)再生可能エネルギー利用施設	義務教育学校太陽光発電設備工事(再掲)	木城町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。

13. その他の地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

まちづくりは「みんなで創る」ことが基本です。地域の様々な課題を解決して、個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、町民一人ひとりの社会参画が欠かせません。本町では、まつりやイベントの計画立案は、行政以外の各団体の代表者などが主体となって進めており、各種町民講座や自治公民館・PTA関連の講演会など、町民参加型の催しが開催されています。任意のボランティア団体においても積極的な活動が行われ、こうした土壌は今後のまちづくりにおいて大切な資源となっています。石河内・中之又地区においては、活性化協議会の設置により、住民参加型の新たな地域づくりが行われ、特に、石河内地区では、小学校跡地を利用した宿泊施設等を地域ぐるみで運営しています。また、いきいき集落や自主防災組織の設立等により、「自分たちの地域は自分たちで盛り上げ、守っていく」という意識も高まってきています。

しかし、少子高齢化や共働き家庭の増加により、少しずつ地域活動への参加者が減少してきています。

今後も、多くの町民が参加しやすい活動や事業を積極的に取り入れ、町民が主役のまちづくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

町広報や議会広報等の一層の充実・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、町の現状や課題、今後のまちづくりに関する情報や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。

町民相互の交流を深め町の一体感を醸成するために、文化行事やイベントの企画・開催への町民の参画・協働を促進します。また、町民の意見を町政に反映させるために、各種審議会委員の一般公募、政策形成過程におけるパブリックコメントの実施等を通じ、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しへの町民参画・協働を促進します。

さらに、指定管理者制度による管理運営や民間委託の推進等を通じ、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参入を促進します。

既存の各種町民団体の自主的な活動を積極的に育成・支援していくとともに、きじょう住民提案型まちづくり事業やいきいき集落支援事業を活用し、新たな町民団体やNPO等の育成に努めます。

(3) 事業計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項			
		いきいき集落支援事業	いきいき集落
		住民提案型まちづくり事業	住民団体
		広報事業(町広報)	木城町
		広報事業(議会広報)	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等に関して、将来的な利活用の状況による施設の点検や長寿命化、整理統合、用途廃止などの選別を行い適切に対応します。本計画においては、「木城町公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努めます。